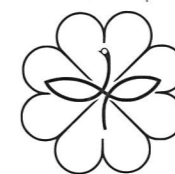


民生委員 児童委員 **必携** 第70集

民生委員・児童委員活動
のための基礎知識



民生委員
児童委員 **必携** 70



定価 300円(本体273円+税10%)

はじめに

近年の急速な少子高齢化や人口減少は、かつてわが国が経験したことのないものです。団塊ジュニア世代が高齢者となり、日本の高齢化率がピークに達する2040年に向けて、身寄りのない高齢者や認知症高齢者の支援をはじめとする、さまざまな社会課題への対応が急務となっています。

世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化などを背景に、地域住民が直面する生活上の課題等は複雑化・多様化しています。そのため、制度の縦割りや「支えて」や「受けて」の関係を超え、身近な地域で住民や多様な主体が参加して支え合う「地域共生社会」の実現は国の政策目標となり、体制整備等が進められつつあります。

済世顧問制度を源とし、100年以上の歴史を有する民生委員制度のもと、民生委員は、同じ地域に住む身近な相談相手として、制度や分野にかかわらずすべての世代・世帯を対象として寄り添い、支援へつなぐ役割を担ってきました。

これはまさに、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの先駆けとなる実践であり、今後、民生委員・児童委員の役割はさ

らに重要性が増すところです。

地域住民の福祉ニーズを発見し、支援につなげるという民生委員・児童委員の主要な役割を果たしていくうえでは、委員活動にかかわるさまざまな制度・施策に関する基本的な知識を身につける必要があります。さらに、関連する制度・施策は社会の新たな課題に対応するため、年々、新設や見直し等が行われています。

本書、『民生委員・児童委員必携第70集』は、「民生委員・児童委員活動のための基礎知識」をテーマとし、委員活動に関連する幅広い分野の現状や制度の基本を一冊に集約しました。

昨年の一斉改選で委嘱された新任委員の方はもちろんのこと、継続された委員の方におかれましても、ぜひ、お手元に置いて知識の更新や再確認にご活用いただきたく存じます。

本書が、全国の民生委員・児童委員の皆さまの委員活動の一助となることを願っております。

令和8(2026)年1月

全国民生委員児童委員連合会

会長 得能 金市

はじめに

第1章 民生委員・児童委員活動の役割と期待

- 1 地域共生社会の実現に向けた取り組みと
民生委員・児童委員活動に期待される役割……………3
- 2 子ども・子育てをめぐる状況と民生委員・児童委員、
主任児童委員活動に期待される役割……………7

第2章 高齢者福祉に関する施策

- 1 地域包括ケアシステムの考え方……………12
- 2 介護保険制度の仕組みとサービスの利用……………13
- 3 高齢者への介護予防・生活支援……………15
- 4 認知症施策の動向……………16
- 5 高齢者虐待防止への取り組み……………17

第3章 児童福祉に関する施策

- 1 「子どもまんなか」政策と子どもをめぐる状況……………19
- 2 要保護児童対策に関連する専門機関……………20
- 3 こどもの貧困の解消に向けた対策……………24
- 4 ひとり親家庭への支援……………25
- 5 ヤングケアラー支援……………27

第4章 障がい者福祉に関する施策

- 1 障がい者の権利保障と障がい者施策をめぐる動向……………28
- 2 障害者総合支援法……………29
- 3 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）……………31

第5章 生活課題のある人への支援

- 1 生活保護制度……………33
- 2 生活困窮者自立支援制度……………35
- 3 生活福祉資金貸付制度と民生委員……………37
- 4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律……………39
- 5 ひきこもり支援……………40
- 6 矯正施設退所者等への支援―地域生活定着促進事業について―……………41
- 7 孤独・孤立対策……………42

第6章 権利擁護に関する施策

- 1 成年後見制度……………43
- 2 日常生活自立支援事業……………45

第7章 災害対策に関する施策

- 1 相次ぐ自然災害と民生委員・児童委員を取り巻く動向……………46
- 2 災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針(10か条)……………47

第1章

民生委員・児童委員活動の役割と期待

1 地域共生社会の実現に向けた取り組みと
民生委員・児童委員活動に期待される役割

1 民生委員・児童委員の役割・職務に
関する法律上の規定

民生委員・児童委員（以下、民生委員）の職務については、民生委員法、児童福祉法に規定されています。

民生委員は、「住民の身近な相談相手」といわれますが、民生委員法第1条において、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と規定されています。

この規定は「社会奉仕の精神」を民生委員の基本姿勢の第一として掲げ、活動の原則として「常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い」として、それにより「社会福祉の増進に努める」ことが民生委員活動の目的であることを表している。

ます。この「常に住民の立場に立って」とする姿勢は、「住民性の原則」として、民生委員活動の3つの原則のうちのひとつとされています。

(1) 民生委員の職務

民生委員の職務は、民生委員法第14条に規定されています。

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。

- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第1項に掲げられた5つは具体的な支援、活動について規定しており、第2項では、幅広く、「住民の福祉の増進を図る」ことを目的とする活動全般が対象になることを規定しています。

第1項第一号では、(担当区域内の)住民

の生活状況の適切な把握を求めています。これは、相談・支援活動の基盤となるもので、住民の生活の様子を知り、支援を必要とする課題を抱えた住民がいれば、次号に定められる支援を行うこととなります。また、この規定は、民生委員活動の歴史のなかで、「社会測量」、「社会調査」の機能として受け継がれてきたものです。具体的には、訪問活動等を通じて地域の要支援者等の状況を把握し、各種の台帳を作成しておくほか、「福祉票」の整備を行う等の取り組みがあります。

第1項第二号では、支援を必要とする者に対する相談援助を規定しており、その考え方として「その有する能力に応じ自立した日常生活を営む」ために援助を行うとしています。相談を通じて困りごとを把握したうえで、その人のもっている能力を活かして生活ができるよう、必要な支援を行うという自立支援の考え方による支援活動を行うことが定められています。

第1項第三号では、福祉サービスの利用に必要な情報提供等の支援活動を定めています。住民が課題を抱えている場合に、それぞれの課題に対応する制度やサービスの情報提供を行うことで、必要な福祉サービスの利用につながります。福祉サービスの多

くが選択に基づく利用制度へと移行し、また多様なサービスが提供されている現在、この情報提供による支援は、とくに重要性を増しています。

第1項第四号では、福祉サービスの提供をはじめとする福祉事業を営む法人・団体およびその経営者・職員や、ボランティアなど地域で社会福祉に関する活動を行っている団体や住民との連携を規定しています。住民に身近な民生委員が専門的な支援、活動に取り組み事業者等と連携し、時にはその事業者等が行う事業や活動を支援すること、地域の住民にとってより有効な取り組みとなることに資することが期待されています。この趣旨は、平成29（2017）年に改正された社会福祉法の第4条「地域福祉の推進」のなかでも同様に規定されています。また、平成28（2016）年から社会福祉法人は「地域における公益的な取組」を行うことを責務としています。社会福祉法人が地域に根ざした取り組みを進めていくうえで、民生委員との連携は一層重要になっており、社会福祉法人が民生委員と連携して地域の福祉課題に取り組み実践も広がっています。

第1項第五号は、福祉事務所をはじめとする関係行政機関への協力を定めています。

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の

福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

- 3 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第1項各号に掲げられる職務は、その対象者を「児童及び妊産婦」としているほかは、民生委員の職務とほぼ同様の規定といえます。民生委員法にない事項としては、第五号の「児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること」があり、これは、地域全体で子育てを支援していくための環境整備や住民への働きかけの取り組みが期待されているといえます。

主任児童委員の職務は第2項で規定されています。主任児童委員は、特定の区域を担当せず所属する単位民児協が担当する地域全体が活動範囲であり、また、第3項にあるように、他の児童委員の職務を行うこともできるとされています。

す。民生委員は行政機関の業務に「協力」するものであり、行政機関の一部として指示命令を受けて業務を行うのではなく、外部の立場から協力する存在であるということです。

生活保護法等の福祉関係の法律では、「民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする」（生活保護法の場合）と規定しています。福祉事務所や児童相談所等の福祉行政を司る機関が、その権限に基づき行う事務、事業に関して、住民への情報提供や福祉行政機関へ参考意見を述べること等が、民生委員が協力する内容とされています。

第2項は、「住民の福祉の増進を図るための活動」を、その地域や住民の「必要に応じて」行うこととしており、地域福祉を推進する者としての役割を包括的に規定しています。具体的には、ボランティア活動や共同募金運動への住民の理解や参加への働きかけなどが期待されています。

(2) 児童委員の職務

民生委員が兼ねる児童委員、児童委員のなかから指名される主任児童委員の職務は、児童福祉法第17条に規定されています。

2 地域共生社会の実現に向けた取り組み みと民生委員・児童委員への期待

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み と検討の経緯

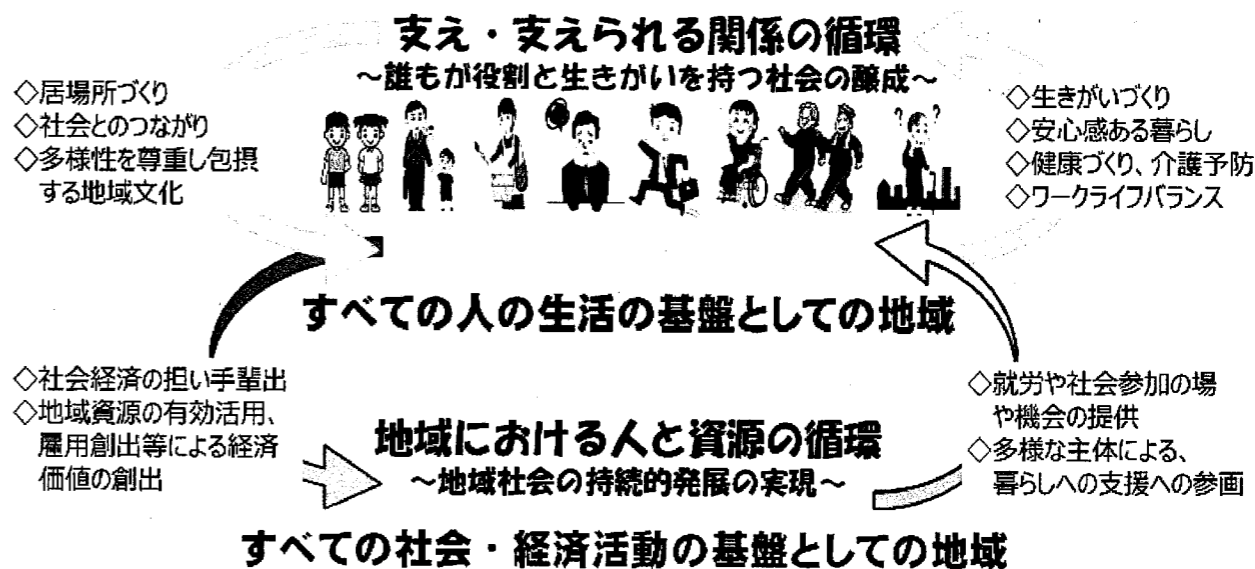
〈地域共生社会の実現をめざす背景〉
高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっています。加えて、多くの地域では、社会経済の担いでも減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれています。そこで、

○生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
○社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会
の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現が求められています。

〈検討の経緯〉

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができ

図表 1-1-1 地域共生社会の実現に向けて



出典：厚生労働省

る「地域共生社会」を実現する」ところが提示されました（図表 1-1-1-1）。

平成29年には、社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の観点からは、「福祉サービス」を必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（地域生活課題）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする」旨が明記され、この理念を実現するため、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に努める旨が規定されました。

とができる環境）

② 支援関係機関が連携して支援を行う機能（支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制）

③ 地域と支援関係機関をつなぐ機能（地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制）

令和2（2020）年の社会福祉法改正においては、この体制を整備するための手段のひとつとして、重層の支援体制整備事業が創設されました。

③ 地域共生社会の在り方検討会議

令和2年の社会福祉法改正法の附則を受け、令和6（2024）年6月に「地域共生社会の在り方検討会議」が設置されました。令和7（2025）年5月の中間とりまとめにおいては、①地域共生社会の更なる展開、②身寄りのない高齢者等への対応、③成年後見制度の見直しへの対応、④社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方、

⑤ 社会福祉における災害への対応の5つの観点から提言がなされています。

このうち、地域共生社会の更なる展開に關しては、

○ 2040年に向けて、全国どの地域であつても支援を必要とする方が誰も取り残されることのない「包括的な支援体制」の整備を基本目標とすること

○ 同体制の整備方法として、生活困窮者自立支援制度を中心に、介護保険制度などの既存制度を活用するなかで連携体制の強化により対応する方法（既存制度活用アプローチ）と、既存制度の相談支援や地域づくり事業を集約化し、より対応の包括化を進める方法（機能集約化アプローチ。主に過疎地域等を想定）を提示し、自治体の実情に応じた選択を可能とすること

○ 地域活動や住民主体組織と連携・協働した同体制を整備し、地域との連携・協働機能の強化を図ること

○ 同体制の整備手法のひとつである重層的支援体制整備事業は、現状の課題をふまえて、地域住民の生活課題の解決に一層資する取り組みを機能面や取り組み面で評価する仕組みへと改めることなどが提言されています。

(4) 地域共生社会の実現・包括的な支援体制の整備と、民生委員・児童委員活動との関わり

地域共生社会は、今後のわが国における人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化等に対応するための理念であり、その実現如何は地域住民の生活に直結します。このため、まずその実現に向けて、具体的にどのような包括的な支援体制を整備するかは、各市町村において、前述(2)の重要とされる3つの機能の観点から、地域における支援ニーズや、既存の取り組み等のなかで対応できていること、対応にあつた課題を把握・分析します。そのうえで、今後どのような取り組みが必要か、地域住民を含めた幅広い関係機関とともに議論を重ねることが重要です。

民生委員・児童委員にあつては、日頃の活動のなかで把握した地域住民の地域生活課題を、同体制を整備するにあつた課題を、

2 子ども・子育てをめぐる状況と民生委員・児童委員、主任児童委員活動に期待される役割

1 児童委員活動、主任児童委員活動

児童委員および主任児童委員は、児童福

論等において、伝えていただくことをお願いします。

また、同体制における①地域で支え合う機能、②地域と支援関係機関をつなぐ機能は、民生委員・児童委員の日頃の見守りや行政への橋渡しを行う活動そのものと考えられます。複合的で複雑な課題を抱え、必要な支援につながない方、地域生活課題を抱えながらも相談に來られない方や、自ら支援を求めることができない方を地域の中で把握した際には、市町村本庁や支援関係機関等へ連絡することが求められます。

スローガン「支えあう 住みよい社会 地域から」に基づく民生委員・児童委員の活動は、包括的な支援体制の整備、ひいては地域共生社会の実現に資するものです。日々の活動を通じて地域共生社会の実現をめざすことが期待されます。

社法（昭和22年法律第164号／以下、法）に定められており、その活動は、「児童委員の活動要領」（厚生労働省局長通知別添／以

下、活動要領)に具体的に示されています。

なお、「こども家庭庁」が令和5(2023)年4月1日に発足しました。これに伴い、令和5年度から児童委員(主任児童委員を含む)制度は、児童福祉法を所管することとなったことも家庭庁に移管されましたが、以後においても、民生委員・児童委員に関する制度の一体的運用が行われるよう、民生委員の委嘱、主任児童委員の指名等は引き続き厚生労働大臣が行うとともに、民生委員法および児童福祉法において、運用にあたっての連携規定が新設されました。

(1) 児童委員について

児童委員は、市町村の区域に置き、民生委員は児童委員に充てられたものとすること(法第16条)とされています。

また、児童委員の活動は、活動要領において次のとおり整理されています。なお、地域の実情によってその活動の状況は異なります。

1 実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握
児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の

方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握しておく。併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票を参考に正確に記録を行うよう努める。

なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

2 相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題につい

ては、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。

3 児童の健全育成のための地域活動
地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健全やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

① 児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。

② 児童虐待防止ネットワークや青少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。

③ 地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネット

ワークづくりの促進のために必要な援助・協力をを行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

① 児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。

② 俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。

(5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

(6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更生に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童をとりまく家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

4 児童虐待への取組み

近時、児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

(1) 発生防止

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

(2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合においては、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

(3) 再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保

護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

(4) 児童虐待防止ネットワークへの参画
住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

5 意見具申
(1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申
法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2) 自発的な意見具申
児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と思考する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

6 連絡通報
保護者のいない児童、虐待を受けて

いると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市区町村長に報告する。

(2) 主任児童委員について

主任児童委員は、制度上は児童委員のなかから指名することとされています。児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員・児童委員で、原則として区域を直接担当しない取り扱いとしていますが、地域の個別事案についても、当該区域担当の児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められています。

主任児童委員の活動は、前掲の児童委員の活動のほか、活動要領において次のとおり定められています。

1 関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

2 児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的

に援助・協力するものであること。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

3 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行わないことを原則とする。

2 児童委員、主任児童委員への期待

児童委員、主任児童委員は、住民に身近な立場で接することができる相談役としてその重要性は高く、乳幼児のいる子育て家庭の訪問・支援や中・高校生の居場所づくりに関する活動など、地域の実情に即した活動に積極的に取り組んでいくことが期待されています。

児童委員の職務には、地域の実情の把握、地域での相談・支援活動のほか、関係機関（市区町村、児童相談所、こども家庭センター、学校、保健所等）との連携、子どもの健全育成のための地域活動（児童館、子育てサークル、子ども会等）の援助・協力など、情報の共有を含めた関係づくりが必要となります。また主任児童委員には、主に関係機関と区域担当の児童委員との連携や援助・協力などが求められています。

児童相談所や学校等と信頼関係を築き、地域の子どもやその家庭の実情を把握するとともに、ひとり親家庭や多子世帯等の自立支援、虐待の発生予防・早期発見等、子どもや子育て家庭の福祉の向上を図る役割を果たすことが期待されています。

虐待を受けている子どもなど要支援児童等（法第25条の2第2項に規定する「支援

対象児童等」をいう）の早期発見や適切な支援・保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応することが重要であるため、児童委員、主任児童委員も市区町村の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の構成員として積極的に参画することが期待されます。要対協のメンバーには、「協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」とする守秘義務が課せられ、支援対象児童等に関する円滑な情報の共有と支援方針に係る協議・対応が期待されています。また、法第25条の3要対協での協議に必要な範囲での「資料又は情報の提供等」は、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当するため、法令に抵触しません。

就学中の子どもには、学校だけでは対応できない課題や問題が多く、スクールソーシャルワーカーや養護教諭との連携により効果的な支援が期待できることから、学校等の関係機関との連携を強化し、子どもや子育て家庭への支援活動に積極的に取り組むことが期待されています。

第2章

高齢者福祉に関する施策

1 地域包括ケアシステムの考え方

1 人口の高齢化など高齢者をめぐる現状

今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者（とくに75歳以上の高齢者）の占める割合が増加していくことが見込まれ、65歳以上の高齢者数は、令和7年（2025）年には3619万人となり、2042年にはピークを迎える（3935万人）ことが予測されています。また、75歳以上の高齢者の全人口に占める割合も増加していきます、2055年には25%を超える見込みです。

こうした高齢化の進展に加え、現役世代の人口の急減という課題があります。現役世代の人口が急減するなかで介護サービスのマンパワーをどう確保していくか、いずれも制度の持続可能性を確保するうえで重要な課題となっています。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステム（図表2-1-1）とは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉、介護予防・生活支援が包括的に確保される体制のことです。

団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどとして、各地域の状況に応じて、地域包括ケアシステムの構築やその推進が図られてきました。

このシステムの特徴は、保険者である市町村や都道府県が、地域の特性に応じて自主的・主体的につくりあげ、地域のデザインを考え地域マネジメントしていくことです。高齢化や人口減少のスピードに地域に

よって大きな差がある中、高齢者の介護サービス需要やその変化にも地域差があり、大都市と町村部ではその様相が大きく異なるなど、地域の状況は多様で、その多様性に即したまちづくり、システム構築が求められています。

地域のサービス需要の変化等に対応するため、地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で高齢者自身が自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築は引き続き進めていく必要があります、2040年に向けて、85歳以上の医療と介護の複合ニーズを抱える方、認知症高齢者、独居高齢者の増加をふまえたうえで、地域の状況にあわせて深化させていく必要があります。

3 地域包括支援センターの役割・機能

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持および生活の安定のために必要な支援を行っています。

主な業務は、ア. 住民の各種相談を幅広く受け付けて必要な制度や機関につなげるほか、イ. 高齢者の権利擁護、ウ. ケアマネジャーへの支援や、地域における関係者や

関係機関との連携・協働の体制づくり、エ. 要支援者等へのケアプラン作成などです。

4 介護保険制度以外の高齢者支援

(1) 老人福祉法に基づく制度（措置制度）
主に福祉制度において、都道府県や市町村がニーズの調査・判定を行い、サービス内容や費用負担などを決定してサービスを提供する仕組みを措置制度といっています。

介護保険制度創設に伴い、高齢者福祉サービスは基本的に契約による利用となりましたが、介護保険サービスの利用や居宅において介護を受けることが困難な高齢者に対し、市町村が職権により必要なサービスを提供できるよう、老人福祉法において措置制度が規定されています。

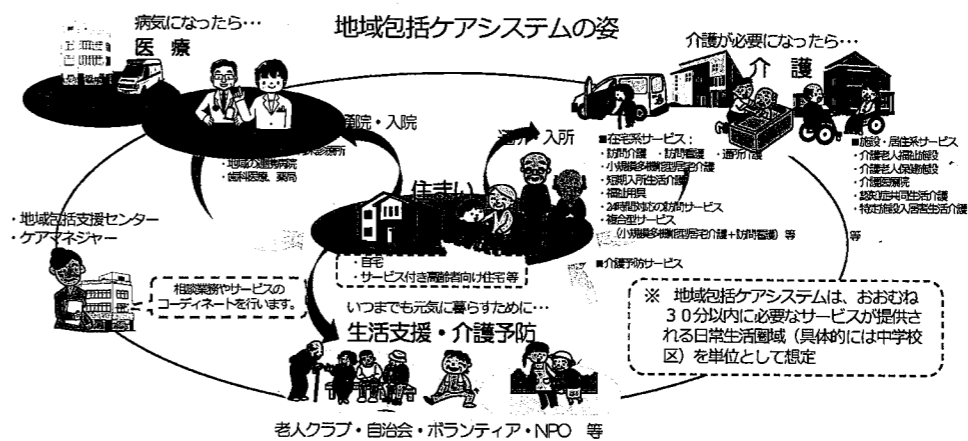
措置制度には、環境上および経済上の理由に基づく養護老人ホームへの入所と、やむを得ない事由（意思決定能力の低下、虐待等によりサービスが受けられない等）に

よる措置があります。

(2) 住居の確保（高齢者住まい法による制度）
地域包括ケアシステムにおいて、「住まい」は安定した生活を送るための基盤として重視されています。しかし、高齢者向けの住宅の現状としては、貸主が高齢者の入居を敬遠したり、バリアフリー対応の物件が少なかったり、年金生活者には高すぎる家賃であったりと、安心・安全な住まいの確保が難しい状況があります。

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（略称「高齢者住まい法」）では、高齢者の居住の安定確保について、国が基本的な方針を定めること、都道府県が基本方針に基づき計画を策定すること、高齢者の入居を拒まない高齢者円滑入居賃貸住宅制度等が定められています。平成23（2011）年の法改正では、「サービス付き高齢者向け住宅」（略称「サ高住」）が創設されました。

図表2-1-1 地域包括ケアシステム



出典：厚生労働省

2 介護保険制度の仕組みとサービスの利用

1 介護保険制度の仕組み

介護保険制度は、高齢化の進行や家族の

介護負担増大に対応するため、平成12（2000）年に開始しました。高齢者の自立支援、高齢者自身による選択を基本とし、

図表2-3-1 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) サービス・活動事業 (第一号事業)		(2) 一般介護予防事業	
<p>○ 対象者 (施行規則第140条の62の4)</p> <p>① 要支援認定を受けた者</p> <p>② 基本チェックリスト該当者 (事業対象者)</p> <p>③ 継続利用要介護者 (一部サービスに限る)</p>		<p>○ 対象者</p> <p>第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者</p>	
事業	内容	事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供	介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
その他生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供	地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
		地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施

※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
 ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
 ※ 介護予防訪問看護や介護予防福祉用具貸与等の介護予防サービスを利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

出典：厚生労働省

1 多様な主体による介護予防・生活支援

平成26(2014)年の介護保険制度改正から、それまで全国一律の基準で実施されてきた介護予防給付の訪問介護・通所介護が、地域支援事業における新たな介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に移行し、市町村ごとの地域ニーズに応じて、民間事業者、地域住民、NPO等が

サービス費の利用者負担額が世帯合計(個人)で負担限度額を超えた場合に、その超えた分を高額介護(介護予防)サービス費として払い戻します。

2 生活支援コーディネーターの配置と役割

市町村では、生活支援・介護予防サービスの提供体制整備を図るため、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置しています。

生活支援コーディネーターは、市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取り組み・組織等も活用し

3 高齢者への介護予防・生活支援

施設サービスや短期入所サービスを利用した時、食費・居住費(滞在費)は原則として自己負担となりますが、所得の低い人については、標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を特定入所者介護(介護予防)サービス費として支給します(補足給付)。

施設サービスや短期入所サービスを利用した時、食費・居住費(滞在費)は原則として自己負担となりますが、所得の低い人については、標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を特定入所者介護(介護予防)サービス費として支給します(補足給付)。

社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、社会保険方式で運営されています。

その保険者は市町村、被保険者は65歳以上の者(第1号被保険者)と40~64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)です。

市町村は、毎年、第1号被保険者の保険料の額を決定し、被保険者に対し通知を送ります。保険料徴収は、原則年金からの差引き(特別徴収)によりますが、年金受給額が一定未満の者については、納付書または口座振替等により個別に徴収します(普通徴収)。

また、市町村は、被保険者証の発行や更新、被保険者の資格の変更があった時(転入・転出・死亡等)の届出や再発行の申請等を受け付けるほか、個別徴収による場合の分割納付や条例による保険料減免や徴収猶予等に関する相談を受け付けています。

1) 要介護認定

介護保険制度では、被保険者が寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、とくに介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)になった場合に、介護サービスを

2) ケアマネジャーとケアマネジメント

在宅の要介護者等が介護保険サービス等を自らの選択に基づき適切に利用できるよう、要介護者等とその家族からの相談に応じ、アセスメント、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成、それに基づくサービス調整といったケアマネジメントを行います。

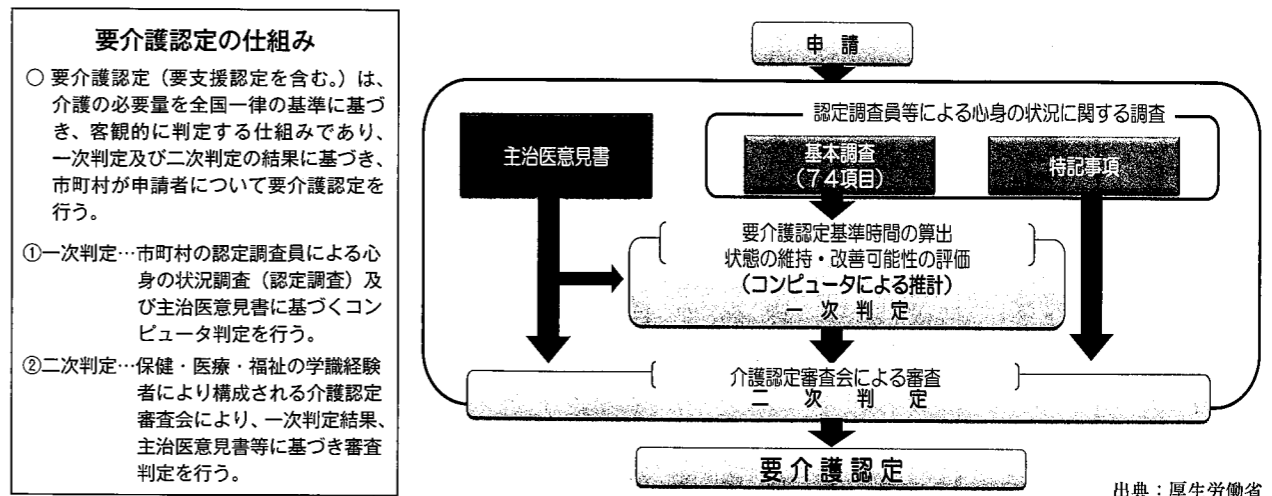
3) 保険給付の対象とサービス利用料

市町村は、被保険者が介護サービスを受けた時は、原則、介護サービスに要した費用の9割(所得の額によっては8割または7割)分を保険給付として支給します。

被保険者からの申請により、所得に応じて負担限度額の設定を行い、月々の介護を受けることができます。

要介護状態や要支援状態にあるか否か、またどの程度の介護が必要かの判定を行うのが要介護認定(図表2-2-1)や要支援認定であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定されます。介護サービスの給付額に結びつくことから、認定の基準は全国一律に客観的に定められています。

図表2-2-1 要介護認定制度



出典：厚生労働省

ながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体

4 認知症施策の動向

1 認知症施策のこれまでの取り組み

わが国では、高齢者の3・6人に1人が認知症またはその予備軍といわれており、認知症は、今やすべての人にとって身近な病気となっています。厚生労働省では、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を実現すべく、さまざまな検討や取り組みを推進してきました（図表2-4-1）。

2 認知症施策推進基本計画について

令和5（2023）年6月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、基本法）が成立し、翌年1月に施行されました。また、基本法第11条第1項の規定に基づき、「認知症施策推進大綱」に沿って実施してきた認知症施策に、新たな知見や技術を取り入れた認知症施策を総合的かつ計

のマッチングなどのコーディネート業務を実施しています。

画的に推進すべく、認知症施策推進基本計画（以下、基本計画）が策定されました。

基本計画では、認知症の人を含めた国民一人ひとりが、認知症になってからも希望を持って暮らし続けることができるといふ新しい認知症観に立ち、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体とともに、日常生活及び社会生活を営むことができ、共生社会をつくりあげていく必要があると明記されています。

3 基本計画における基本的施策（抜粋）

ア. 認知症の人に関する国民の理解の増進等
認知症の人や家族等の手助けとなる活動を行う認知症サポー

ターの養成や、認知症の人が自らの言葉で語り、認知症になってからも希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信する認知症希望大使の活動支援等を推進しています。

イ. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

チームオレンジなど、地域の実情に応じて、実際に認知症の人やその家族の手助けとなる活動につながる環境整備の推進や、認知症バリアフリー宣言を始めとする地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取り組みの推進等を支援しています。

ウ. 認知症の人の社会参加の確保等
認知症の人が診断後早い段階で認知症の当事者に出会い、その経験に触れられるよう、認知症当事者による相談支援としてのピアサポート活動等を推進するとともに、地域の実情に応じた認知症地域支援推進員の適切な配置や、認知症地域支援推進員と関係機関との連携等を推進しています。

エ. 認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成30（2018）年6月策定）について、基本法の基本理念等をふまえたものとして改訂する

とともに、医療・介護の現場での研修等を通じて、活用促進を図ることとしています。

オ. 認知症の予防等
フレイル予防や生活習慣病予防の取り組みについて、認知機能の障害の発症遅延・

5 高齢者虐待防止への取り組み

1 高齢者虐待防止法

高齢者虐待防止法は、正式には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、増加する高齢者虐待に対応するため平成17（2005）年に成立し、平成18（2006）年4月に施行されました。

この法律における「高齢者虐待」は、①「養介護施設従事者等による虐待」と、②「養護者による虐待」に大別されます。

「養介護施設従事者等による虐待は、老人ホーム等の「養介護施設」の業務に従事する者、またはホームヘルパー等「養介護事業」に従事する者による虐待とされており、この「養介護施設」「養介護事業」という文言について、老人福祉法・介護保険法に規定する施設・事業を限定列挙しています。

進行予防に関する科学的知見の蓄積とともに、健康づくりや介護予防に資する取り組み（通いの場等）、介護予防・日常生活支援総合事業の活性化さらに促進することとしています。

また、養護者による虐待は、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者による虐待と定義されています。具体的には、金銭の管理、食事や介護などの世話など、何らかの世話をしている者（家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。

虐待の種類は、①身体に外傷を生じ、または生じるおそれのある暴行を加える「身体的虐待」、②衰弱させるような著しい減食または長時間の放置など養護を著しく怠る「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」、③著しい暴言または著しい拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行う「心理的虐待」、④わいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせる「性的虐待」、⑤財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得る「経済的虐待」の5つとなっ

図表2-4-1 認知症施策のこれまでの主な取り組み

- 2000年に介護保険法を施行。認知症ケアに多大な貢献。
 - 認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定。
 - 介護保険の要介護（要支援）認定者数は、制度開始当初218万人→2018年4月末644万人と3倍に増加。
 - 要介護となった原因の第1位は認知症。
- 2004年に「痴呆」→「認知症」へ用語を変更。
- 2005年に「認知症サポーター」の養成開始。 ※90分程度の講習を受け、認知症への理解を深める。
- 2012年にオレンジプラン、2015年に新オレンジプランを策定。
- 2017年に介護保険法の改正。
 - 認知症に関する知識の普及・啓発
 - 心身の特性に応じたりハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進
 - 認知症の人及びその家族の意向の尊重 等
- 2019年に認知症施策推進大綱を関係閣僚会議にて決定。
- 2020年に介護保険法の改正。
 - 国・地方公共団体の努力義務を追加（介護保険法第5条の2）
 - 「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に則し、また、今後の変化に柔軟に対応できる規定に見直す。
- 2023年に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立。
- 2024年に認知症施策推進基本計画が閣議決定。

出典：厚生労働省

ています。

虐待対応のスキームについて、養介護施設従事者等による虐待は通報窓口が市町村とされています。そして、老人福祉法または介護保険法上に規定する監査や介護保険法に基づく運営指導および高齢者虐待防止法の主旨をふまえた施設の任意の協力のもとに行う調査により事実確認を行ったうえで、虐待の有無や緊急性について判断し、改善を要すると認められた場合には、改善計画の提出を求めることとなります。

一方、養護者による虐待も通報窓口は市町村（地域包括支援センター等含む）とされており、市町村が関係機関からの情報収集や高齢者・家族への任意の訪問調査などにより事実確認を行います。そのうえで、虐待の有無や緊急性について判断し、対応方針を決定します。

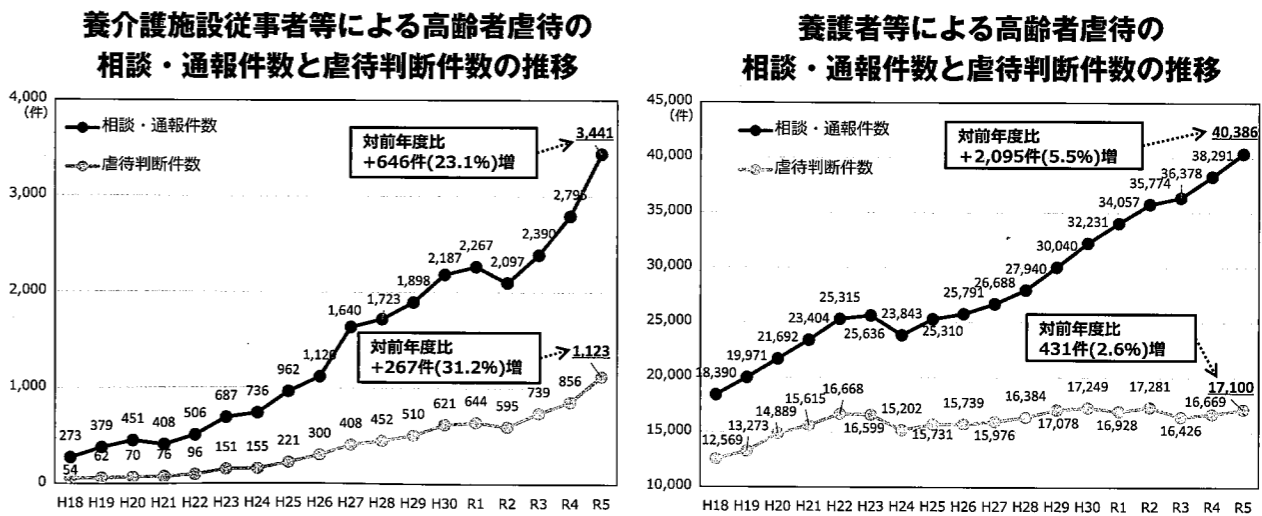
虐待により高齢者の生命・身体に重大な危険が生じるおそれがあるため、契約による介護サービスの利用が困難といったやむを得ない事由がある場合には、特別養護老人ホームなどへの一時保護等の措置がとられることもあります。

2 高齢者虐待の現状について

養介護施設従事者等による虐待は、令和5（2023）年度の相談・通報件数は3441件、虐待判断件数は1123件で、相談・通報件数、虐待判断件数ともに過去最多となりました（図表2-5-1）。虐待の種類では、身体的虐待が51.3%、心理的虐待が24.3%、介護等放棄が22.3%、経済的虐待が18.2%、性的虐待が2.7%となっています。

一方、養護者による虐待について、令和5年度の相談・通報件数は4万386件、虐待判断件数は1万7100件で、こちらも相談・通報件数は過去最多、虐待判断件数は高止まり傾向となっています。虐待の種類では、身体的虐待が65.1%、心理的虐待が38.3%、介護等放棄が19.4%、経済的虐待が15.9%、性的虐待が0.4%となっています。

図表2-5-1 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和5年度）



出典：厚生労働省

第3章

児童福祉に関する施策

1 「子どもまんなか」政策と「子どもをめぐる状況」

1 「子どもまんなか」政策

子ども家庭庁は、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組み・政策をわが国社会のまんなかに据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、令和5（2023）年4月1日

に発足しました。子ども基本法は、令和4（2022）年6月に成立し、令和5年4月1日に子ども家庭庁の発足とともに施行されました。同法は、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための基盤となることや若者に関するさまざまな取り組みを講ずるに当たった基本理念や基本となる事項を明らかにする法律です。

さらに、子ども施策を総合的に推進するため、令和5年12月22日、わが国初の子ども大綱を閣議決定しました。今後5年程度の子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めるものであり、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」をめざし、政府を挙げて取り組むべき、子どもや若者に関する施策、少子化の克服や子どもの貧困に関する施策を幅広く対象としています。

2 少子化および「子どもをめぐる現状と課題」

わが国の年間の出生数は、第二次ベビーブーム以降減少傾向にあり、令和6（2024）年の出生数は約69万人と統計開始以来、過去最少となり、第一次ベビーブーム期の3分の1以下に減少しています。

合計特殊出生率も第二次ベビーブーム以降低下傾向が続き、平成17（2005）年には1.26まで落ち込み、その後、平成27（2015）年には1.45まで緩やかに上昇したものの、令和6年には1.15と過去最低となっています。

少子化の主な要因は、女性人口の減少、未婚・晩婚化の進行および有配偶出生率の低下（有配偶女性人口から出生した子ども人口の減少）にあると考えられ、その背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻むさまざまな要因が複雑に絡み合っています。

地域において親同士、子ども同士がふれあう機会が減少し、子育ての孤立化を背景とした虐待の発生等、少子化は子どもの健やかな育ちにも影響を与えていると考えられます。

3 少子化対策の動き

国は、令和5年12月、3・6兆円程度に及ぶ、前例のない規模で政策強化の具体策を盛り込んだ「こども未来戦略」を閣議決定しました。「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全てのことでも・子育て世帯を切れ目なく支援する」これらの3つの基本理念を具体化するため、令和8（2026）年度までの3年間を集中取り組み期間として実施する具体的な政策を「加速化プラン」として示しました。

ア．経済的支援の強化

児童手当について、所得制限の撤廃、支給期間の延長、第3子以降は3万円とするなど、抜本的に拡充しました。また、「妊婦のための支援給付」を創設しました。併せて、「高等教育の修学支援新制度」において、授業料等減免を所得制限なく多子世帯へ拡充するなど、高等教育費の負担軽減に取り組んでいます。

イ．すべてのこども・子育て世帯への支援
新たに「妊婦等包括相談支援事業」、「こども誰でも通園制度」を創設しました。また、放課後児童クラブの受け皿整備や産後ケア事業の利用拡大に向けた実施体制を強化しました。併せて、「こども家庭センター」

図表3-2-1 児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

○全国 233 か所の児童相談所における令和5年度の児童虐待相談対応件数は 225,509 件。
※対前年度比+5.0%（10,666 件の増加）（令和4年度：対前年度比+3.5%（7,183 件の増加）
※児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】

- ・心理的虐待に係る対応件数の増加（令和4年度：128,114 件→令和5年度：134,948 件（+6,834 件））
- ・警察等からの通告等による児童虐待相談対応件数の増加（令和4年度：112,311 件→令和5年度：116,649 件（+4,338 件））
- （令和4年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り）
- ・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	133,778	159,838	193,780	205,044	20,660	214,843	225,509
対前年度比	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%

虐待相談の内容別割合

○心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和5年度	51,623(22.9%)	36,465(16.2%)	2,473(1.1%)	134,948(59.8%)	225,509(100.0%)

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

出典：こども家庭庁

の全国展開等により、すべてのこどもの健全な成長を支え、さまざまな困難を抱えるこどもや家庭への支援も強化されています。

ウ．共働き・子育ての推進

男性の育児休業取得率の政府目標を引き上げるとともに、新たな給付を創設し、一定期間、育児休業給付と合わせて手取りで10割相当を実現しました。また、子の年齢

2 要保護児童対策に関連する専門機関

1 児童虐待の現状と防止のための取り組み

児童相談所における令和5年度の児童虐待相談対応件数は22万5509件であり、依然として多い状況が続いています（図表3-2-1）。

こども家庭庁では、増加する児童虐待相談に適切に対応するため、令和6年12月に改定した「新たな児童虐待防止対策体制強化プラン」に基づく全国の児童相談所における児童福祉司・児童心理司等の増員をはじめとする相談対応体制の強化を進めるとともに、令和6年4月に施行された改正児童福祉法に基づくこども家庭センター

に応じた柔軟な働き方を実現するため、3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者について、出社や退社時間の調整、テレワーク、短時間勤務などの措置の中から、2つ以上を選択して事業主が措置する仕組みを創設しました。

併せて、こどもや子育てにやさしい社会の輪が、全国に広がっていくよう社会の意識改革に取り組んでいます。

の設置や家庭支援事業の実施の推進により、子育てに困難を抱える世帯への市町村の支援体制を強化し、可能な限り早期の支援につなげることができるよう取り組んでいます。

2 要保護児童に関連する専門機関

(1) 児童相談所

（以下カッコ内は児童福祉法の条）
児童相談所は、こどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市および児童相談所設置市に設置される行政機関です。児童相談所には児童福祉司を置かなければならないこととされており（第13条）、その主

な職務内容は以下のとおりです。

- ・こども、保護者等からこどもの福祉に関する相談に応じること
- ・必要な調査、社会診断を行うこと
- ・こども、保護者、関係者等に必要なた支援・指導を行うこと
- ・こども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと
- 児童相談所がこどもの最善の利益を保障するためには、関係機関との連携が不可欠です。とくに民生委員・児童委員との関係については、児童福祉法において児童委員として、次のことが規定されています。

- ・児童委員は児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること（第17条第1項第4号）

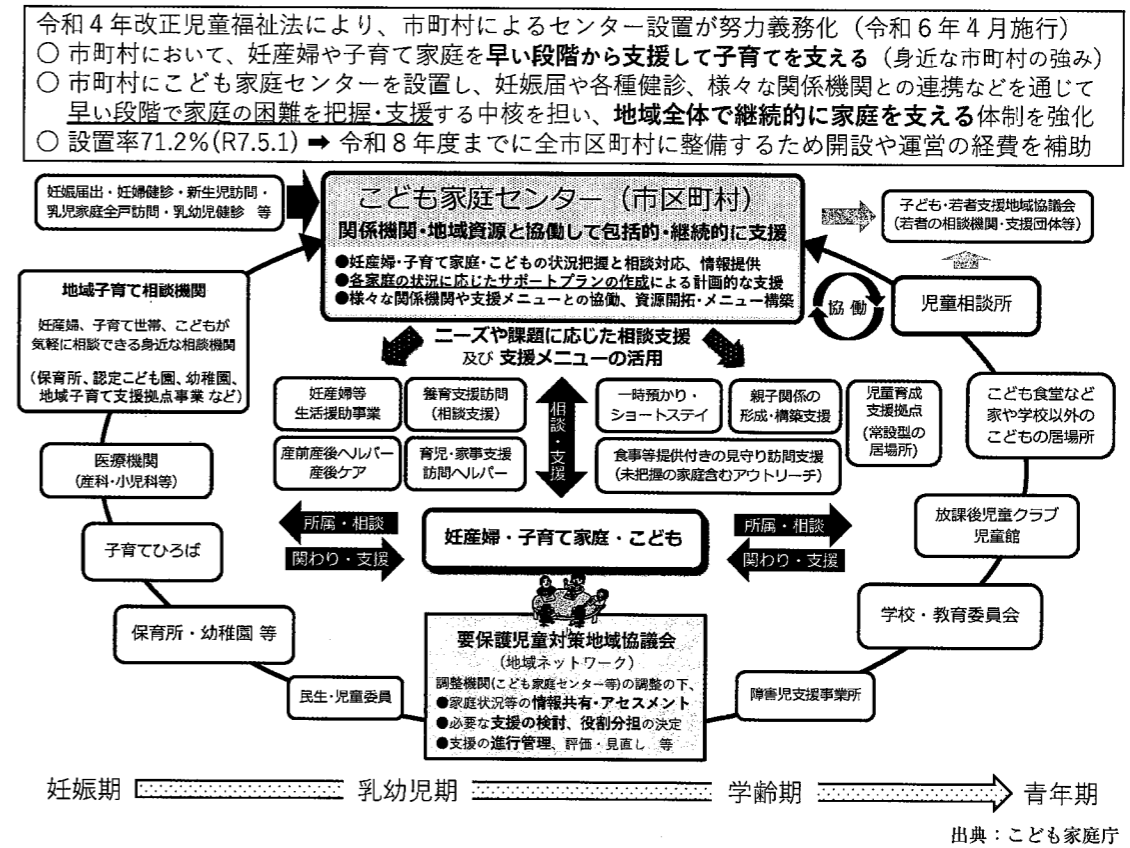
- ・児童委員はその担当区内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項の状況を児童相談所長又は市町村長に通知し、意見を述べなければならないこと（第18条第2項）
- ・児童相談所長はその管轄区域内の児童委員に対して調査を委嘱することができること（第18条第4項）
- ・児童相談所長および都道府県は、

(2) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）は、要保護児童等に関し、関係機関間において情報の交換と支援の協議を行う機関として、市町村等における設置が努力義務化されています。

この要対協では、関係機関等が要保護児童やその家庭等に関する情報や支援方針等を共有することとしており、適切な連携のもとでの対応により、迅速かつ的確な支援

図表3-2-2 こども家庭センターを中核とした包括的・継続的支援



の開始が期待されています。現在、ほぼすべての市町村に要対協が設置されています。子育て家庭にとって身近な存在である民生委員・児童委員もその一員として、要保護児童等の支援に積極的な役割を果たしていくことが期待されています。

（3）こども家庭センター
児童相談所における児童虐待の相談対応件数が依然として増加し、また育児に対して困難や不安を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化

具体的には、これまで母子保健機能、児童福祉機能それぞれにおいて実施してきた相談支援等の取り組みを引き続き行うほか、支援を要する子ども・妊産婦等への支援の種類や内容などを記載したサポートプランの作成や、民生委員・児童委員、子育て支援を行う地域のNPO法人などの民間団体等と連携しながら多様な家庭環境等に

対する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担います（令和7（2025）年5月1日時点で1240市町村に設置）。

また各種子育て支援事業には、訪問による生活の支援を行う子育て世帯訪問支援事業や、学校や家以外のこどもの居場所支援を行う児童育成支援拠点事業、親子関係の構築に向けた親子関係形成支援事業などがあります。

市町村においては、こどもの身近な場所において、こども家庭センターの整備や各種子育て支援事業の活用、地域資源との連携等を通じた家庭支援・虐待予防に積極的に取り組むことが期待されます。

（4）社会的養護関係施設、里親
ア. 社会的養護とは
社会には親の死別、虐待などのため、親と暮らすことが難しい子どもたちがいます。社会的養護とは、社会が保護者に代わって、こうした子どもを養育する仕組みのことです。

令和6年3月末現在で、約4万2000人の子どもたちが社会的養護の仕組みのもとで生活し、多くは児童養護施設や里親家庭で生活しています（図表3-2-3）。

イ. 社会的養護の仕組み
社会的養護の仕組みは、家庭養護（里親制度と小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム））と施設養護（乳児院、児童養護施設など）に大別されます。

里親制度は、都道府県知事、指定都市および児童相談所設置市の市長が登録（認定）した家庭において、4人以下のこどもの養育を行う制度です。里親には、養育里親（専門里親含む）、親族里親および養子縁組里親があります。

ファミリーホームは、家庭養護を推進するものとして、養育者の住居において、5〜6人のこどもの養育を行います。

乳児院は、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育します。

児童養護施設は、保護者でない児童や保護者に監護

図表3-2-3 里親数、施設数、児童数等の状況

里親	登録里親数			委託児童数		
	養育里親	専門里親	養子縁組里親	ファミリーホーム	ホーム数	委託児童数
登録里親数	17,381世帯	14,725世帯	7,364世帯	487か所	1,810人	
委託児童数	5,181世帯	4,180世帯	326世帯			
養育里親	712世帯	170世帯	632世帯			
専門里親	208人	208人				
養子縁組里親	353人					
親族里親	580世帯					

施設	児童数							
	乳児院	児童養護施設	児童心理療養施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	児童自立生活援助事業所	ファミリーホーム	ファミリーホーム
施設数	147か所	607か所	53か所	58か所	205か所	369か所	58か所	204か所
定員	3,753人	28,966人	2,007人	3,333人	4,241世帯	2,345人	132人	766人
職員数	2,316人	22,162人	1,287人	1,130人	3,212世帯	1,465人	93人	224人
職員数	5,536人	21,262人	1,593人	1,821人	2,044人	1,456人	83人	371人

（出典）
 ※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理療養施設・母子生活支援施設の施設数・定員・職員は福祉行政報告例（令和6年3月末現在）
 ※児童自立支援施設の施設数・定員・職員、児童自立生活援助事業所の施設数・定員・職員、職員総数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（令和6年10月1日現在）
 ※職員総数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（令和5年10月1日現在）
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

出典：こども家庭庁

童の心身の健やかな成長とその自立を支援します。

これらの施設は、育児相談やショートステイ等の子育て支援機能もあります。

ウ. 家庭と同様の環境における養育の推進

子どもが成長する過程においては特定の信頼できる大人との間での愛着形成がとても重要です。そのため、より多くの子どもたちが家庭と同じような環境で生活することができる里親やファミリーホームにおける養育を優先するとともに、乳児院や児童養護施設などにおいても、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係のもとで育てることができるよう、国は施設のケア単位の小規模化（小規模グループケア）やグループホームなどを推進しています。

エ. 施設の高機能化および多機能化・機能転換の推進

これまで子どもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設などには、施設での養育を必要とする子どものための質の高い養育を、より短期間のうちに集中的に提供することが求められています。

また、地域の現状をふまえて、施設に児童家庭支援センターや里親支援センターを併設することや、一時保護専用施設の整備

について検討するとともに、子育て短期支援事業をはじめとする市区町村の家庭支援事業を積極的に実施することなどにより、その専門性を、施設の高機能化・機能転換

3 子どもの貧困の解消に向けた対策

1 子どもの貧困の現状について

子どもが「貧困」の状況にあるかをみるうえで、衣食住に事欠くなど、文化的な生活を営むのに必要な最低限の所得が満たされていない「絶対的貧困」の場合だけでなく、平均的な生活レベルよりも著しく低い水準におかれている「相対的貧困」の場を含めて困難な状況にある子どもを把握する必要があります。

近年、わが国の「子どもの相対的貧困率」は上昇傾向にありましたが低下に転じ、直近値（令和3年時点）では11.5%でした。さらに、ひとり親家庭の貧困率については、改善傾向ではあるものの、引き続き深刻な状況にあります（令和3年時点で44.5%）。日本のひとり親世帯の約89%は母子世帯であり、その要因として、女性の非正規雇用率の高さと非正規雇用の賃金水準の

を因るなかで発揮し、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていくことが期待されています。

低さ、男女の賃金格差などが影響していると考えられます。

子どもの貧困の実態は「見えにくく、とらえづらい」といわれています。貧困の状況にある子どもは経済的な問題だけでなく、学習環境が十分整っていないなど、複合的な困難に直面していることが多く、実態把握に基づく施策展開が重要とされています。

2 「地域子どもの生活支援強化事業」の概要

都道府県または市区町村では、多様かつ複合的な困難に直面する子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設、公民館や商店街の空き店舗など地域にあるさまざまな場所を活用して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けることを通じて、支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる「地域子どもの生活支援強化事業」を実

施しています。支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に向け、社会福祉協議会や地域の子ども食堂等の居場所との連絡会議を行ったり、

4 ひとり親家庭への支援

1 ひとり親家庭をめぐる現状

ひとり親世帯の数（推計値）は、母子世帯が約119.5万世帯、父子世帯は約14.9万世帯となっています。

母子世帯の平均年間収入は373万円です。国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、45・9にとどまっています。また、父子世帯では606万円、74・5となっています（厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」令和3（2021）年）。

2 母子及び父子並びに寡婦福祉法

(1) 法の概要

ア. 対象

この法律による各種の福祉の措置等の対象は、母子家庭および父子家庭並びに寡婦です。この法律において「児童」とは20歳

地域の子ども食堂等の運営支援を行ったりするなど、子どもに対する地域の支援体制を強化するため、各自治体における積極的な実施を推進しています。

に満たない者をいいます。このほか、母子・父子福祉団体に対しても福祉の措置がとられています（第6条）。

イ. 母子・父子自立支援員制度

母子・父子自立支援員は、都道府県、市および福祉事務所設置町村に置かれています。その職務は、配偶者のいない者で現に児童を扶養している者および寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供および指導を行うこと、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行うこと等です（第8条）。

ウ. 児童委員の協力

児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長または母子・父子自立支援員の行う職務に協力するものとされています（第10条）。

エ. 母子父子寡婦福祉資金の貸付

都道府県は、配偶者のいない女子又は男

子で現に児童を扶養している者、またはその扶養している児童、寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けることができます（第13条、第31条の6、第32条）。

オ. ひとり親家庭等日常生活支援事業

都道府県または市町村は、ひとり親家庭等に対し、その居宅等で日常生活を営むのに必要な便宜を供与し、または供与することを委託することができます（第17条、第31条の7、第33条）。

カ. 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金

都道府県等は、雇用の安定および就職の促進を図るため、配偶者のいない女子または男子で現に児童を扶養している者に対し、安定した職業に就くことを容易にするための給付金等を支給することができます（第31条、第31条の10）。

キ. その他の措置

このほか、この法律では福祉の措置として、公営住宅の給付に関する特別の配慮（第27条、第31条の8）、特定教育・保育施設の利用等に関する特別の配慮（第28条）、母子家庭の母および児童の雇用の促進（第29条、第30条）等が定められています。

3 ひとり親家庭への支援対策

ひとり親家庭への支援については、「こども大綱」および「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和7年3月21日内閣府告示第31号）等に基づき、自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、養育費確保等支援、経済的支援の4本柱により取り組みがすすんでいます。

ひとり親家庭の支援は、市などの福祉事務所設置自治体が主に担っており、福祉事務所などに配置された母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談支援にあたっています。

(1) 子育て・生活支援

特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用する際のひとり親家庭に対する特別な配慮を市町村に法律で義務づけているほか、放課後児童クラブ等の利用についても、ひとり親家庭の子どもは利用の必要性が高いものとして、優先的な取り扱いを行うよう地方公共団体に求めています。

また、ひとり親が疾病や修学等により、一時的に生活援助、保育等の支援が必要となった場合に家庭生活支援員（ヘルパー）

の派遣等を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や、ひとり親家庭に対する育児や家事、健康一般にかかる相談、家計管理等に関する講習会の実施、さらに、ひとり親家庭の親への学習支援のほか、交流や情報交換の実施、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行う「ひとり親家庭等生活上事業」もあります。加えて、「母子生活支援施設」による支援の仕組みもあります。

(2) 就業支援

ひとり親家庭が、収入面・雇用条件等でよりよい就労につき、経済的な自立を図るための一貫した就労支援制度があります。

(3) 養育費確保・親子交流支援

養育費の取り決めをしている母子世帯の割合は46・7%、養育費を受領している母子世帯の割合は28・1%にとどまっていることから（厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」令和3年）、国は、令和5年4月に、養育費の取り決めの有無にかかわらず、養育費を受領している世帯を、まずは2031年に40%とする達成目標を設定しました。

また、令和6年5月に成立した民法等改正法では、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費の支払確保、安全・安心な親子交流の実現に向けたルールが見直されました。

離婚前の相談支援、離婚後の養育費の支払いや親子交流に関する取り決めの促進を図るため、都道府県等において「離婚前後家庭支援事業」により、相談員の配置や親支援講座の開催、養育費・親子交流の履行確保のための手続きや費用の支援などの取り組みを実施しています。

(4) 経済的支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当の支給のほか、ひとり親家庭の生活やこどもの就学に必要な資金等を貸し付ける母子父子寡婦福祉資金貸付金制度があります。

なお、児童扶養手当の支給事務の一環として、受給資格の確認のために、民生委員・児童委員の証明が必要になる場合があり、市町村から民生委員・児童委員に対して協力依頼がなされる場合があります。

5 ヤングケアラー支援

1 ヤングケアラー支援の現状

共働き世帯や母子世帯の増加、核家族化などの社会的変化に伴い、近年、ヤングケアラーの存在が注目されています。ヤングケアラーとは、本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行うことも・若者のことで、責任や負担の重さから、学業や友人関係に影響が出ることがあります。

全国調査によると、中学生の5・7%、高校生の4・1%が家族の世話をしていることが明らかになりました。一方、家庭内のデリケートな問題であり、支援を要する状況であると本人や家族に自覚がない場合も多く、また支援が必要であっても表面化しにくいといった特徴があります。

こうしたヤングケアラーを早期に見出し、適切な支援につなげるために、次の3つの施策を中心に取り組みが進められています。

① ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員への研修支援など、早期発見・把握の取り組み

② ヤングケアラー・コーディネーターの配

置支援や当事者同士の交流支援など、ケアの負担を軽減するための支援策の推進

③ ヤングケアラーの認知度向上をめざす広報活動

2 子ども・若者育成推進法

ヤングケアラー支援は、これまで法制上の位置づけがなかったため、自治体ごとの取り組みに大きな格差が生じていました。そこで、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が一部改正され、ヤングケアラー支援の法的な位置づけが明確化されました。

この改正は、同法第15条に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」と認められる子ども・若者」を加えて、ヤングケアラーを、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記したものです。また、支援の対象年齢が30歳未満、場合によっては40歳未満と定められました。とくに18歳以上の若者期は、進学や就職を控える移行期であり、切れ目のない支援が重要とされています。

3 民生委員・児童委員への期待

法改正により、ヤングケアラー支援が法律上明確に位置づけられましたが、地域での具体的な取り組みが欠かされません。地域活動を通じて、多くの家庭とかわるなかで、家族を支えながら生活している「こども・若者」を見逃さず、さらに、こども・若者の状況の変化に「気づく」ことのできる見守り環境を構築することがヤングケアラーの発見につながります。

また、具体的な支援段階では、こども家庭センターなどヤングケアラー支援担当部署と連携することが大切です。担当部署や相談窓口を確認するなどにより日頃から情報収集を行うなど、地域全体でこども・若者を支える体制を構築することが期待されます。



第4章

障がい者福祉に関する施策

1 障がい者の権利保障と障がい者施策をめぐる動向

わが国の障がい福祉施策は、戦後、障がいの種類に応じた施策の展開と、入所型の施設を数多く建設していく施設推進施策が中心でしたが、昭和56(1981)年の国際障害者年を転換点とし、地域福祉施策中心に移行してきました。

現在、障がい福祉施策は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)を中心に推進されています。都道府県と市町村は、障がいのある人に必要なサービスが提供されるよう、国の定めた基本的な指針に即して、数値目標と必要なサービス量の見込みなどを記載した障害福祉計画および障害児福祉計画を策定し、障がい福祉施策を総合的・計画的に行っていくこととされています。

体制の充実や、精神障害者の希望に応じた支援体制の整備をはじめとし、その内容の多くが、令和6(2024)年4月から施行されています。

なお、障害者総合支援法における障がい者の定義には、難病患者等が含まれています。

(1) 発達障がい者の支援

発達障がいについて社会全体で理解し、支援を行っていくため、平成16(2004)年12月に発達障害者支援法が制定されました。その後、平成28(2016)年5月の同法改正をふまえ、都道府県等においては、医療・保健・福祉・教育などの関係者の連携強化を図るため、発達障害者支援地域協議会の設置が進められています。

また、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポートな

ど、発達障がい児者やその家族同士による支援も推進されています。

(2) 障がい者の社会参加支援

障がい者の社会参加を支援するため、意思疎通が困難な方へ手話通訳を行う者の派遣事業や身体障害者補助犬の育成事業、身体機能を補完する補装具の購入やレンタル費用の支給事業などが行われています。また、障がい者の芸術文化活動への参加を促進する事業として「全国障害者芸術・文化祭」が毎年開催されています。

(3) 精神保健医療福祉

精神疾患を有する総患者数は、令和5(2023)年は603万人です。

精神保健医療福祉については、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が推進されました。

2 障害者総合支援法

1 障害者総合支援法の概要

障害者総合支援法は、当初は障害者自立支援法と呼ばれていた法律で、障がい者が日常生活および社会生活を送るためのさまざまな支援を定めた法律です。わが国においては、障害福祉サービスを含め、障がい者に対するさまざまな支援が、この法律に基づき提供されています。

障がい者に対する福祉サービスは、障がい者の自己決定を尊重する観点から、障がい者自身が利用を希望する事業所と契約を結び、サービスの提供を受ける仕組み(契約制度)となっています。

また、平成18(2006)年の障害者自立支援法の施行により、従来は障害種別ごとに異なっていたサービス体系が一元化されるとともに、支援の必要度に応じて適切なサービスが利用されるよう、必要な支援の程度を示す全国共通の尺度として「障害程度区分(現在は障害支援区分)」が導入されました。

2 障害福祉サービス等について

(1) 訪問系サービス

障がい者の自宅等を介護者が訪問し、各種介護等を提供するのが訪問系サービスです。入浴、排せつ、食事の介護等を行う「居宅介護(ホームヘルプ)」と呼ばれるサービスがあります。

また、重度の障がい者に対する「重度訪問介護」や、視覚障がい者に対して必要な情報提供や介護を行う「同行援護」、精神障がいや知的障がいにより自己判断能力が制限されている障がい者に危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う「行動援護」と呼ばれるサービスもあります。

最重度の障がい者に対しては、居宅介護等のさまざまなサービスを組み合わせる提供する「重度障害者等包括支援」と呼ばれるサービスがあります。

(2) 日中活動系サービス

常に介護を必要とする障がい者に対して、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を

行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する「生活介護」、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で介護を行う「短期入所」、医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の世話をを行う「療養介護」等のサービスがあります。

(3) 施設系サービス

施設に入所する人に、夜間や休日において入浴、排せつ、食事の介護を行うのが「施設入所支援」です。生活介護等の日中活動系サービスと組み合わせることで、障がい者の日常生活を一体的に支援しています。

(4) 居住系サービス

主として夜間や休日、共同生活を行う住居(グループホーム)で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う「共同生活援助」と呼ばれるサービスがあります。

(5) 訓練・就労系サービス

原則として、一定の期間にわたり、障がい者に対して訓練的支援を行うサービスです。具体的には、一般企業等への就労を希

望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や、一般企業等での就労が困難な障がい者に対して就労の機会を提供する「就労継続支援」、一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う「就労定着支援」等のサービスがあります。

また、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう訓練等を行う「自立訓練」と呼ばれるサービスがあります。

(6) 相談支援系サービス

個々の障がい者の福祉サービス等の利用に関する計画である「サービス等利用計画」の作成等を行う「計画相談支援」、施設入所者および精神科病院に入院している障がい者等が地域生活に移行するための相談等を行う「地域移行支援」、緊急事態等における相談等の支援を行う「地域定着支援」と呼ばれる支援等があります。

(7) 補装具制度等

障害者総合支援法では、障がいのある人に対する福祉機器（用具）を提供する制度として、「補装具費支給制度」と「日常生活用具給付等事業」を定めています。

3 障害福祉サービス等を利用するにあたっての手続き

障害福祉サービス等の利用にあたっては、障がい者の居住地の市町村に対してサービスの利用申請を行ったうえで、「支給決定」と呼ばれる手続きを経る必要があります。支給決定とは、個々の障がい者が受けることができるサービス内容や量を定める手続きです。

市町村職員等による面接（認定調査）や、障害支援区分の認定、相談支援事業者等による「サービス等利用計画案」の作成等が行われます。

4 関係する専門機関とその機能

(1) 市町村

市町村は、障害者総合支援法のサービス体系において、最も基幹的な役割を果たしています。各種障害福祉サービスや精神通院医療以外の自立支援医療、補装具費のほか、地域生活支援事業の実施主体となっています（図表4-2-1）。

(2) 障害者就業・生活支援センター

就職を希望する、または在職中の障がい者を対象に、関係機関と連携して就職や職

場定着のための支援を、日常生活面も含めて行います。

(3) 身体障害者更生相談所

身体障害者福祉法に基づき、都道府県、指定都市等に設置されています。専門的知見に基づく相談指導業務や、身体障がい者の医学的、心理学的および職能的判定、関係機関の連絡調整、巡回相談などを行います。

(4) 保健所、精神保健福祉センター

保健所は、地域における精神保健福祉業務の中心的な行政機関として保健師等の専門職が相談や訪問支援等を行います。

精神保健福祉センターは、精神保健の向上および精神障がい者の福祉の増進を図るための総合技術センターとして、精神保健福祉に関する相談等のうち、複雑または困難なものに対応するほか、保健所職員等に対する技術指導・援助等を行います。

(5) 発達障害者支援センター

各都道府県等で、発達障がい者の日常生活についての相談支援や発達支援、就労支援、普及啓発および研修を行います。

(6) 児童発達支援センター
地域の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作および知識技能の習得等のための通所支援を行います。

3 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

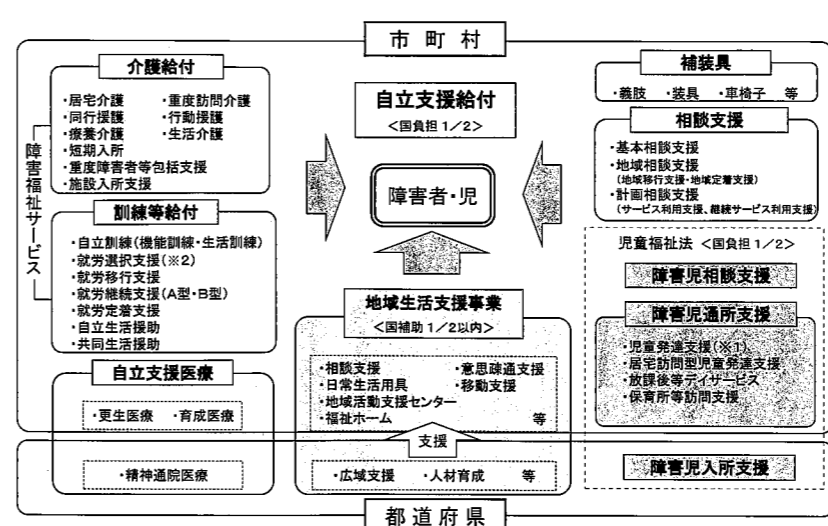
1 障がい者虐待とは

障がい者に対する虐待は、家庭における養護者や障がい者福祉施設の職員、障がい者を雇用している事業所の使用者や職場の同僚などにより、暴力や放置、経済的搾取など、さまざまな形態のものが発生しています。とくに施設や家庭、住み込みの事業所などは密着性が高いため、虐待を受けている障がい者が被害を訴えにくく、周囲も気づきにくいいため、虐待がエスカレートして深刻な被害に発展してしまった事例も少なくありません。

2 障がい者虐待の現状

国では、年度ごとの障がい者虐待に関する通報件数・虐待判断件数等の状況を公表しています（図表4-3-1）。

図表4-2-1 障害者総合支援法・児童福祉法における給付・事業



(※1) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日公布）により、令和6年4月より「医療型児童発達支援」を廃止し、児童発達支援に一元化。
(※2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年12月16日公布）により新たに創設。（施行日：令和7年10月1日）

出典：厚生労働省

また、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を支援する施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な支援施設としての役割を担っています。

3 障害者虐待防止法について

(1) 養護者への支援の重視

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法）は、障がい者の尊厳を守り、その権利の擁護を目的としています。虐待の予防、とくに養護者による虐待の防止のために、養護者への支援が重視されています。障害者虐待防止法では、障がい者とは、「障害者基本法第2条第1号に規定する障害者」と定義されています。

障害者基本法では、障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない者も含まれます。障

害者虐待防止法第3条では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と規定し、広く虐待行為が禁止されています。

また、同法は、養護者、障がい者福祉施設従事者等、使用者が障がい者に対して、

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待を行った場合を「障害者虐待」と定めています。

(2) 虐待行為の禁止と通報義務

障害者虐待防止法では、障がい者への虐待を発見した場合のみならず、虐待が疑われる場合にも、幅広く市町村（使用者虐待の場合は都道府県も含む）への通報義務を課しています。通報者の秘密は守られること、内部通報の場合などに通報者が不利益な取り扱いを受けないことが定められています。

通報を受けた市町村は速やかに事実確認調査を行うとともに、対応については必要に応じて市町村と連携協力する者と協議を行うものとしています。このなかには民生委員・児童委員（以下、民生委員）も含まれています。

(3) 虐待の早期発見に関する努力義務

障害者虐待防止法は、国民に対して、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する理解を深め、施策に協力することを努力義務として定めています。

また、国および地方公共団体、障がい者の福祉に業務上関係のある団体および職務

上関係のある者に対し、障がい者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならないと定めており、このなかに民生委員も含まれます。

4 虐待防止委員会の開催・従事者に対する虐待防止研修の実施・担当者の配置等

令和4年4月から、障がい者福祉施設等の運営基準に基づき、虐待の発生またはその再発を防止するため、障害福祉サービス事業所等は新たに以下の3点の措置を講じることが義務化されました。

- ① 虐待防止委員会の開催（虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と、結果の従業者への周知徹底）
- ② 虐待防止研修の実施（従業者に対する虐待防止のための研修の定期的な実施）
- ③ 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の配置

このうち、①の虐待防止委員会の構成員には、事業所職員だけでなく、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等を加えることが望ましいとされており、このなかに民生委員も含まれます。

図表4-3-1 虐待の相談・通報件数、虐待判断件数等(令和5年度)

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	(参考) 使用者による障害者虐待(都道府県労働局の対応)
市区町村等への相談・通報件数	9,972件 (8,650件)	5,618件 (4,104件)	1,512事業所 (1,230事業所)
市区町村等による虐待判断件数	2,283件 (2,123件)	1,194件 (956件)	447件 (430件)
被害者数	2,285人 (2,130人)	2,356人 (1,352人)	761人 (656人)

(注1) 上記は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものです。カッコ内については、前回調査（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）のもの。
 (注2) 都道府県労働局の対応については、令和6年9月4日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。（「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。）

出典：厚生労働省

第5章

生活課題のある人への支援

1 生活保護制度

生活保護制度は、日本国憲法第25条に定められた生存権の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

1 生活保護の基本原則

生活保護法の解釈および運用は、すべての4つの基本原則に基づいて行わなければならないこととされています。

ア. 国家責任による最低生活の保障と自立の助長

生活保護制度の目的は国民の最低生活の保障とその自立の助長であり、それは国の責任によって果たされなければならない。

イ. 無差別平等

保護を要する状態に立ち至った原因を問

わず、人種、信条、性別、社会的身分等により、優先的または差別的に取り扱われることはない。

ウ. 健康で文化的な最低生活の保障

生活保護法で保障される最低生活は、人間らしい生活を保障するものでなくてはならない。

エ. 保護の補正性

利用できる資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する場合には保護を受けられる。また、民法で定める扶養義務者の扶養や、他の法律に定められている公的扶助（失業保険給付や児童手当など）は、生活保護に優先される。

2 生活保護を受けけるには

(1) 保護を受けられる基準（保護の要否）

生活保護を受けられるかどうかは、申請

者の収入と、厚生労働大臣の定める基準に従って計算した最低生活費によって決まります。その人の収入が最低生活費に満たなければ、その満たない額（差額）が生活保護費として支給されます。最低生活費は、世帯員の人数や年齢、居住地、特別の需要の有無（障がい者、介護施設入所者、母子世帯など）により異なります。

(2) 生活保護を受けるための手続き

生活保護に関する相談や申請は、住んでいる地域の福祉事務所で行うことができます。福祉事務所において、現在の生活状況や収入の有無、病状、就労状況などを相談した後、申請手続きを行います（意識不明の病人など急迫の状態にある者は、福祉事務所の職権で保護を行うことも可能）。

申請すると、保護の要否を判断するため審査が始まります。内容は、生活の状況を把握するための実地調査（家庭訪問等）、預貯金や保険加入状況、保有不動産などの資産の調査、扶養義務者による扶養の可否

の調査、他の法律に基づく給付や就労収入の調査、就労できるかどうかの調査などです。これは、「保護の補足性」の原理に基づき、資産や能力などあらゆるものを活用してもなお生活に困窮しているのかどうかを判断するために行うものです。

ア. 資産の調査

土地や家屋は、原則売却することとされています。ただし、現に住んでいる土地や家屋については、処分価値が著しく大きいものを除き保有が容認されます。

また、自動車も原則売却することとされています。ただし、障がい者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が、通勤、通院、通所および通学のために必要とする場合は、保有が容認されます。

イ. 扶養義務者による扶養の可否の調査

福祉事務所は、民法に定める扶養義務者（三親等内の直系血族、兄弟姉妹等）について扶養の可能性を調査（扶養照会）します。ただし、長い間音信不通で扶養が期待できない場合や、DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けている場合などに行わないこともあります。

ウ. 稼働能力の調査

働くことができるのであれば、まずはその稼働能力を活用しなくてはなりません。

稼働能力を活用しているかどうかは、①稼働能力があるか否か、②その稼働能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、の3つの要素により判断されます。

審査を経て、保護を要すると認められた場合には、保護が開始されます。なお、福祉事務所は原則2週間以内に保護の決定を通知することとされています。また、保護の要否の判定など、保護の実施に関わることにについては、福祉事務所が個別具体的に判断を行います。

(3) 保護の種類と範囲

保護は、その内容によって8種類の扶助に分けられます（図表5-1-1）。

③ 民生委員・児童委員に求められること

生活保護法第22条では、「民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする」と規定されています。

生活保護は国民の最低生活を保障する最後のセーフティネットであり、保護を必要とする人には確実に保護を実施する必要があります。

ある一方で、全額が公費によって賄われることから、適正な運営が不可欠です。

しかし、生活保護受給者が抱える問題は複雑化しており、福祉事務所やケースワーカーだけでは自立に向けた支援が十分に行えない状況が生じています。このため、福祉事務所やケースワーカーは、地域住民の身近な相談支援者である民生委員・児童委員（以下、民生委員）等とこれまで以上に十分な連携を図っていくことが大切となっています。具体的には、

2 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第二のセーフティネットとして、平成27（2015）年4月から施行されました。「断らない相談支援」を目標とし、生活困窮者の抱える課題が複雑化・深刻化する前に、自立のための早期かつ包括的な支援を提供するとともに、包括的な支援体制を地域全体で創造（地域づくり）していくこととされています。

1 生活困窮者支援の理念について

生活困窮者が抱える課題は、経済的困窮

- ・生活保護受給者を含む地域住民の生活実態を必要に応じて適切に把握し、福祉事務所に対して情報の提供を行う
- ・生活保護制度の概要や手続きなどの情報を地域住民に対して適切に提供する
- ・生活保護受給者を含む要支援者への相談・助言
- ・生活困窮者自立支援制度と一体的、連続的に機能させていくための協力
- などが民生委員等に求められています。

をはじめとして、一般就労が困難、住まいが不安定、家庭やメンタルヘルスによる課題、家計管理の課題など多岐にわたるうえ、一人でも複数の課題を抱える場合もあります。また、生活困窮者の多くが、自己肯定感、自尊心を失い、傷つきやすくなっているため、支援にあたっては自分の居場所を発見し、人との「つながり」を実感できること等を考慮することが重要です。

さらに、生活困窮者に対する支援は、生活困窮者自立支援法に位置づけられている支援だけで完結するのではなく、民生委

図表5-1-1 生活保護基準の内容

生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通の費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 10月から4月までのうち、地域に応じて5ヶ月から7ヶ月間 冬季加算を支給。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃等	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費等	教育扶助	定められた基準額（一部、定められた範囲内で実費）を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	定められた範囲内で実費（高等学校等に就学するための費用の一部は定められた基準額）を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組み。就労収入額に比例して控除額が増加。

出典：厚生労働省

- 員やNPO等の民間団体を含む関係機関、地域住民等との緊密な連携、協働のもとで展開することが前提とされています。
- これらをふまえ、生活困窮者自立支援制度の基本理念として、
- 生活困窮者の尊厳の保持
- 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった個人の状況に応じた、包括的・早期的な支援
- 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- を法律上明記しています。

2 制度の概要について

生活困窮者自立支援制度は、福祉事務所を設置する自治体の実施主体となり、それぞれの事業を直営または委託により実施しています。必須事業としては「自立相談支援事業」と「住居確保給付金の支給」が、任意事業としては「就労準備支援事業」「居住支援事業」「家計改善支援事業」「子ども学習・生活支援事業」があります。また、本人の状況に合わせた柔軟な働き方が必要とされた人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる

「中間的就労」については、その適正な運営を確保するため、都道府県知事等による認定制度があります。

3 事業内容について

(1) 自立相談支援事業

自立相談支援機関に配置された相談支援員が生活困窮者からの相談を受け、さまざまな課題を評価・分析（アセスメント）してそのニーズを把握したうえで、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、支援を行うほか、関係機関との調整等を行います。そのほか、関係機関とのネットワークづくりや社会資源の開発に取り組み、地域の社会資源や住民等の参画を得ながら、積極的なニーズ把握やアウトリーチを行うことにより、課題を抱える人を早期に把握し、支援につなげるとともに、地域全体の支援の力が高まるよう行動します。

(2) 家計改善支援事業

生活困窮者に対し、家計の状況を「見える化」し、家計再生のための個別のプランを作成して家計の改善の意欲を高めるための支援を実施しています。家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理等

の支援）、滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）、貸付のあっせん等を行い、自ら家計管理ができるようになり、生活が安定することをめざします。

(3) 住居確保給付金

離職等により住居を失った、またはそのおそれがある者に対し、一定の求職活動等を条件に、家賃相当額等を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図るものです。

離職後2年以内の者等で離職等の前に世帯の生計を主として維持していた者に対し、所要の求職活動等を条件に原則3か月間（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））支給します。

また、家計改善のため、転居により家賃負担を軽減する必要がある者に対し、新たな住居の確保に要する費用を支給します。

(4) 就労準備支援事業

生活リズムが崩れている等、就労に向けた準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けた支援

を実施します。対象者の状況像に応じて、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の3つの自立を想定した多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成し、計画的かつ一貫した支援を実施することで、自立に向けたステップアップを図ります。

(5) 就労訓練事業

すぐには一般就労が難しい人に対し、対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを図ります。他の法定事業と異なり、社会福祉法人やNPO、株式会社等の自主事業として行われます。

(6) 居住支援事業

住居がなく、所得が一定水準以下の者に対し、原則3か月間（最大6か月間）に限り、衣食住の供与を実施します。また、シエルト等などの退所者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間、訪問による見守りや生活支援等を行います。

(7) 子どもの学習・生活支援事業

「貧困の連鎖」を防止する観点から、生活

4 令和6年法改正について

保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援や居場所づくり、学習の重要性についての保護者の理解の促進等の支援を行います。

単に勉強を教えるだけでなく、生活習慣・環境の向上等の取り組みも含め、子どもの権利擁護の観点から、その最善の利益を図ることを目的としています。

新型コロナウイルス感染症への対応を通して見えた課題や単身高齢世帯の更なる増加等による住まい支援のニーズの高まり等をふまえ、生活困窮者自立支援法等が改正され、令和7（2025）年4月1日から施行されています。本改正により、入居中から退居時までの一貫した居住支援の強化等を行っています。

3 生活福祉資金貸付制度と民生委員

生活福祉資金貸付制度（以下、本貸付制度）は、戦後の民生委員による防貧と低所得世帯の自立更生を促進する「世帯更生運動」がその源です。

世帯更生運動において、民生委員は生活保護受給世帯の自立を図り、また生活保護受給とならないよう、困窮および低所得世帯に対し、生活面や生業面、保健衛生面の指導や具体的支援を行うことで自立更生をめざしました。その際の支援ツールとして創設されたのが、本貸付制度の前身である世帯更生資金貸付制度でした。

1 本貸付制度の枠組みについて

(1) 制度の根拠について

本貸付制度は、全額公費を貸付財源とするものであり、厚生労働事務次官通知による生活福祉資金貸付制度要綱に基づき実施され、社会情勢に応じた柔軟な対応が可能という特長を有します。

(2) 制度実施の関係者

本貸付制度の実施に係る主な関係者は、都道府県および市区町村の社会福祉協議会と民生委員です。

(3) 対象世帯について

ア. 低所得世帯

おおむね市町村民税非課税程度の低所得の世帯です。ただし各都道府県の実態に即した弾力的な運用が認められています。

イ. 障がい者世帯

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で手帳の交付を受けている者や障害者総合支援法によるサービスを利用する者等の属する世帯です。

ウ. 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯のうち、福祉資金の貸付対象は日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限られています。所得要件は、高齢者を含む4人世帯で年収がおおむね600万円程度の世帯としていますが、各都道府県の実態に即した弾力的な運用が認められています。

エ. 資金種類

図表5-3-1のとおりです。

2 民生委員が関わる意義、期待される役割

本貸付制度は、制度発足から現在に至るまで、民生委員の協力のもと実施されてきました。本貸付制度の実施内容は「制度要綱」や「運営要領」に示されていますが、そのなかで民生委員は、ア. 事業の広報周

図表5-3-1 生活福祉資金一覧

資金の種類	貸付条件				
	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	連帯保証
生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用 (二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※貸付期間原則3月、最長12月以内(延長3回)	最終貸付日から6月以内			原則必要 ただし、 連帯保証 人なしでも 貸付可
住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 40万円以内		据置期間 経過後 10年以内	連帯保証 人あり 無利子 連帯保証 人なし 年1.5%	
一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費等 60万円以内	貸付けの日 (生活支援費とあわせて 貸し付けている場合は、 生活支援費の最終貸付 日)から6月以内			
福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日 (分割による交付 の場合には最終 貸付日)から6 月以内	据置期間 経過後 20年以内	連帯保証 人あり 無利子 連帯保証 人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証 人なしでも 貸付可
緊急小口資金 (注)	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過 後12月以内	無利子	不要
教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	卒業後 6月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子	原則不要 ※世帯内 で連帯 借受人 が必要
就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 50万円以内				
不動産担保型 生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金		契約の終了後 3月以内	年3%、 又は長期 プライム レートの いずれか 低い利率	必要 ※推定相 続人の 中から 選任
要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金		据置期間 終了時		不要

(注) 総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。
※貸付にあたっては、各都道府県社協によって定められている審査基準により審査・決定されます。

全国社会福祉協議会資料

4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、女性支援新法)は、これまで、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法を主な根拠として行われてきた婦人保護・女性支援について、売春防止法から脱却させ、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった目的や基本理念のもと、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うため、令和6(2024)年4月から施行されました。

1 女性支援の概要について

現代の複雑化、多様化、複合化した困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、女性支援新法の目的や基本理念のもと、
① 女性相談支援センターによる相談支援、支援対象者や同伴家族の安全確保及び一時保護、医学的又は心理学的な援助等
② 女性相談支援員等による困難な問題を抱える女性の発見、相談支援や専門的技術に基づく援助等

③ 女性自立支援施設による入所・保護、自立の促進のための生活支援、退所者への支援等
により、包括的な支援を行います。また、行政の支援が届きにくい方も含め、適切な支援に結びつけるため、さまざまな関係機関や民間団体と連携・協働を進めることが重要です。

2 対象者が抱える主な困りごとについて

支援対象の女性が抱える困難は、性的な被害、夫等からの暴力や虐待、家庭問題、経済的な困難、知的・精神等の障がい、住居問題等さまざまであり、さらに、こうした困難を複合的に抱えている場合や見えにくい背景事情を抱えている場合もあるため、一人ひとりのニーズに応じた丁寧なアプローチが不可欠です。そのためにも、相談を受けた女性相談支援員等だけでなく、児童福祉・母子福祉・障がい者福祉・高齢者福祉・生活困窮者支援・生活保護等の幅広い部署や民間団体、地域の関係機関等が連携・協働して、女性支援を行うことが必要です。

知、イ、貸付にあたっての状況把握、調査書作成、ウ、借受人に対する相談支援(見守りや励まし)等が役割とされています。本貸付制度は単に資金の貸付のみを行うのではなく、相談支援をあわせて行うことではなく、相談支援をあわせて行うことが大きな特長です。社会的孤立状態にある人(世帯)の増加やひきこもり状態にある人、8050問題等、地域での課題が複雑化・多様化するなか、本貸付事業の実施主体である社協だけでは課題の把握や世帯への介入が困難な場合が少なくありません。住民に身近な立場で接することができる民生委員には、そうした世帯を早期に把握し、本貸付制度へのつなぎ役となることが期待されています。

また、本貸付制度は償還期間が最長で20年と、長期的な支援が必要ですが、その間に発生した借受人の属する世帯における新たな課題は、その後の自立をさらに遅らせる要因ともなりえます。民生委員が日頃から行っている世帯の状況把握や見守り、励ましは、新たな課題への早期の対応のために大変重要な意味があるといえます。

3 対象者を見つけた際のつなぎ先について

自ら相談ができない方や役所に向くことが難しい方が、とくに支援を必要としている場合が多いことから、そのような対象者を地域で見つけた際は、各自自治体の女性相談支援センターや相談窓口、女性相談支援員につなぎ先が求められます。

つなぎ先の女性相談支援員や女性相談支援センターでは、支援対象者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握し、適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、本人の希望と意思を最大限に尊重しながら、最適と考えられる支援を行います。

4 民生委員・児童委員に期待すること

困難な問題を抱える女性への支援では、支援対象者の早期の把握と問題解決に向けての支援、更なる被害の防止のために地域の関係機関等が日常的に連携することが重要です。また、支援対象者が一時保護や施設入所等の支援を経て地域移行した後も、仕事や生活に行き詰まりを感じたり、悩みを抱えたりするなど、断続的な支援を必要とする場合もあることから、地域で「つなぎが続ける」支援を行えるよう、民生委員・

児童委員等をはじめとする地域の関係機関においても女性支援の重要性を理解するとともに、必要な機関と円滑に連携できる環境を地域で整備することが必要です。

民生委員・児童委員等については、女性支援新法第14条において、「この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする」とされており、女性相談支援センターや女性相談支援員と積極的に連携し、支援が必要な女性の早期の把握・被害の未然防止に寄与すること等が求められています。

また、地域において、支援調整会議の構成員となることも考えられます。支援調整

5 ひきこもり支援

1 ひきこもりの定義と現状

ひきこもりの定義については、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、「様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）」を指す

会議とは、女性支援新法第15条において、地方公共団体が関係者を集めて組織するよう努めるものと定められている、困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うための会議体です。地域の支援関係者の連携を深め、地域全体の状況や課題、今後のあり方を検討するとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行う重要な役割を果たしています。民生委員・児童委員等には、支援調整会議への参加をはじめ、困難な問題を抱える女性が地域で安心して暮らすことができるよう、地域との架け橋として女性支援の一翼を担うことが求められています。

現象概念」とされています。令和4（2022）年度の内閣府調査では、15歳から64歳の50人に1人がひきこもり状態にあるという調査結果が公表されています。

「8050世帯」と言われる高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯の顕在化など、複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援の重要性が増すなかにあつて、ひきこもり支援に関する必

ターメイドの支援が受けられる環境づくりが重要であり、行政機関と民間支援団体な

6 矯正施設退所者等への支援 — 地域生活定着促進事業に力を入れる —

1 地域生活定着促進事業の目的

罪を犯した人のなかには、高齢や障がいのために福祉的な支援を必要とする人がいます。高齢者は他の世代と比較して2年以内の刑務所等への再入所率が高く、知的障がいのある受刑者は再犯に至るまでの期間が全般的に短いなどとされています。

平成21（2009）年度から実施されている地域生活定着促進事業は、高齢（おおむね65歳以上）または障がいにより福祉的な支援を必要とする罪を犯した人等に対し、各都道府県が設置する「地域生活定着支援センター」（以下、センター）が、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑務所等の矯正施設に入所中から釈放後まで一貫した相談支援を行うことで、社会復帰および地域生活への定着を支援するものです。

2 地域生活定着支援センターの事業

地域生活定着促進事業の実施主体は都道

どの地域の社会資源の協働による取り組みの推進が図られています。

府県ですが、社会福祉法人等に委託することが可能です。センターは、原則として都道府県に各1か所設置され、社会福祉士等の専門知識を有する職員が配置されます。

(1) コーディネート業務

高齢または障がいによる福祉的支援を必要とする矯正施設入所者のうち、退所後の住居のない人等について、センターの職員が、本人と面接を行うなどして、本人の意思、心身の状況、福祉的なニーズ、福祉サービス利用上の問題点等を把握し、退所後、円滑に福祉サービス等を利用できるようにするための調整等を行います。

(2) フォローアップ業務

矯正施設退所者を受け入れた社会福祉施設等に対して、必要な助言を行います。

(3) 被疑者等支援業務

令和3年度から開始した業務で、高齢ま

要性への認知がすすみ、多様な民間団体やNPO法人等においてさまざまな取り組みが広がっています。現状の課題をふまえ、令和6年度に「ひきこもり状態にある人やその家族」に関わるすべての支援者の参考（拠り所）となるよう、「ひきこもり支援ハンドブック」寄りの添うための羅針盤」が作成されました。こうしたハンドブックも活用しつつ、支援を受ける本人やその家族等との対話を通じ、自らの意思で、自身がめざす生き方や社会との関わり等を決めていく「自律」に向けた支援が重要です。

2 ひきこもり状態にある方や家族への支援

ひきこもり状態にある方やその家族への支援は、すべての都道府県・指定都市に設置されている「ひきこもり地域支援センター」において、社会福祉士や精神保健福祉士、保健師、公認心理師などの専門職が相談に対応し、必要に応じて家庭訪問なども行いながら、さまざまな専門機関と協働して個々の状況に応じて進めています。

令和4年度からは、ひきこもり地域支援センターの設置を市区町村に拡大するなど、より身近な場所での相談や支援が受けられる環境づくりが進められています。ひきこもり支援は、その人の状況にあつたオー

たは障がいにより福祉的支援を必要とする被疑者・被告人等を対象として、釈放前の福祉サービスの利用調整や釈放後の継続的な支援等を行います。

(4) 相談支援業務

センターが福祉的支援を必要と認める人の福祉サービス利用等に関し、本人またはその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

(5) 関係機関等との連携および地域における支援ネットワークの構築等

センターは、個々の支援業務の過程で、適時必要に応じて、関係機関等と情報を共有し、連携を図っていくための支援調整会議等を行います。

3 民生委員・児童委員に求められる役割

高齢または障がいにより福祉的な支援を必要とする罪を犯した人等の地域での生活の安定には、釈放時の支援に加え、地域における見守りや継続的な支援が不可欠です。民生委員は、地域住民の目線でそうした人の生活状況の見守りや必要な支援へのつなぎ役となることが期待されています。

7 孤独・孤立対策

1 社会の変化と孤独・孤立

社会構造の変化により家族や地域、職場などにおける人と人との「つながり」の希薄化が指摘される中、コロナ禍で人と人の接触機会が減少し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化したことを契機に、令和3（2021）年2月から政府一体となって対策を推進しています。

既存の各種支援施策は、具体的に起こる問題に対応する課題解決型の支援に重点が置かれていますが、孤独・孤立対策はこうした支援施策に行き着く手前の、孤独・孤立の「予防」の観点からの日常生活環境における緩やかなつながりがづくりに重点を置いていることに特徴があります。

政府では、令和6年4月に施行された孤独・孤立対策推進法等に基づき、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」をめざして取り組みを進めています。

2 孤独・孤立対策に関する施策

(1) 孤独・孤立対策強化月間、つながりサポーターについて

孤独・孤立の問題に直面しても、ためらいや恥じらいの感情により、声をあげられない方がいます。こうした「声をあげられない方」を支援につなげるには、孤独・孤立の問題が個人の責任ではないこと、支援を求める声をあげることや人に頼ることは良いことであるという理解の浸透や気運醸成が不可欠です。このため、毎年5月の「孤独・孤立対策強化月間」には、集中的な周知啓発が行われるほか、孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする「つながりサポーター」の普及が進められています。

(2) 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム等について

孤独・孤立の問題は行政、支援機関単独での対応が困難な実態があり、官民が連携

して対応することが重要です。地方自治体では、民生委員を含む多種多様な関係者が水平的に連携し、互いの取り組みを知り、顔の見える関係を築くための「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の設置や、孤独・孤立の状況にある個々の当事者等への支援について協議する「孤独・孤立対策地域協議会」の設置が進められつつあります。

3 民生委員への期待

孤独・孤立の「予防」のための日常生活環境におけるつながりがづくりにためには、各地域において、住民主体での居場所・つながりづくりを進めることが重要です。

民生委員における孤独・孤立対策に資する取り組みには、日常の見守り活動や地域住民からの相談対応などがありますが、孤独・孤立対策強化月間での見守り活動の推進やつながりサポーターの普及、プラットフォームや協議会への参画など、一層の協力が期待されます。

全国民生委員児童連合会においても、全国老人クラブ連合会、全国社会福祉法人経営者協議会、全国社会福祉協議会（地域福祉推進委員会）とともに全国キャンペーンを実施し、広報・啓発活動や支援活動の展開を呼び掛けています。

第6章

権利擁護に関する施策

1 成年後見制度

1 制度の概要

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金等の財産の管理、介護サービスや施設への入所等に関する契約の締結、遺産分割協議などを自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約があってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に大別されますが、このうち法定後見制度の概要は図表6-1-1のとおりです。

2 制度の利用手続き等

法定後見制度を利用するには、本人の住

所地を管轄する家庭裁判所に後見開始の審判等を申し立てる必要があります。本人、配偶者、四親等内の親族等が申し立てをすることができま

す。また、本人に親族がいない場合など、本人の福祉のためにとくに必要がある場合には、市町村長が法定後見開始の審判の申し立てをすることができま

す。申し立てに際し

図表6-1-1 法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのか通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者	四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）	
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為（注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注2）（注3）（注4）	同上（注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注5）（注6）		

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。
 (注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。
 (注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。
 (注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
 (注5) これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。
 (注6) 令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もともと、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続きを経る必要があります。

出典：厚生労働省

ては、申立手数料および登記手数料を納める必要があります。さらに、医師による鑑定が必要となる場合には、鑑定費用が必要となります。さらに、成年後見人等への報酬が必要となる場合もあります。資力が乏しい方については、日本司法支援センター（法テラス）が行う民事法律扶助により、申立代理人費用の立替えなどを受けることができます。また、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。

令和6（2024）年12月末時点における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で約25・4万人となっています。

3 制度の利用促進

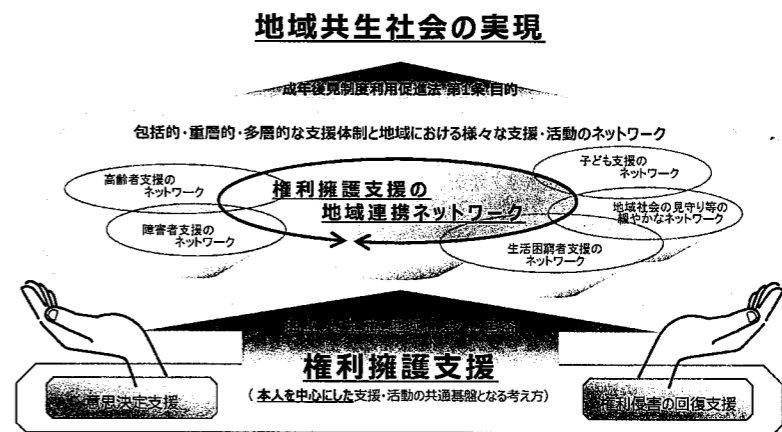
「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28（2016）年5月に施行され、同法に基づき、令和4（2022）年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

計画には、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」との副題が付されており、利用促進にあたっての考え方として3点が示されています。

第1は、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進することです（図表6-1-2）。第2は、自己決定権の尊重、意思決定支援・身上保護の重視、任意後見の利用促進、補助・保佐類型の利用促進に加え、本人にとっての利用の必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援も考慮のうえ、適切に利用されるよう連携体制等を整備すること、さらに、成年後見制度以外の権利擁護支援も総合的に充実することです。第3は、司法による権利擁護支援などを身近なものにすることです。

このような考え方をふまえ、計画では講ずべき施策として、成年後見制度の見直しに向けた検討や制度の運用改善のほか、金銭管理・意思決定支援により本人を支える方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする方策等、権利擁護支援を総合的に充実することが盛り込まれています。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークに関して、多様な主体の積極的な参画と連携・協力体制の強化等も盛り込まれています。本人に身近な家族・親族等、医療・福祉・介護等の関係者、民生委員・自治会・民間事業者等の地域関係者が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援につなげていく取り組みが求められています。

図表6-1-2 成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方～地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～



出典：厚生労働省

2 日常生活自立支援事業

1 事業の概要と仕組み

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送ることができるようにするため、利用者（本人）との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

本事業は、実施主体である都道府県・指定都市社会福祉協議会から委託を受けた市区町村社会福祉協議会等（以下、基幹的社協）が実際の支援を担います。

(1) 事業の実施主体と体制

本事業の実施主体は都道府県・指定都市社会福祉協議会ですが、より身近な地域で支援が行われるよう、基幹的社協に事業の一部を委託することができます。

(2) 利用対象者

次の二つの利用要件をいずれも満たす場合に、本事業を利用することができます。

- ① 判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であつ

て、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう）であること。

- ② 本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められること。

この二つの要件のうち、①については、認知症との医学的診断がなされていない高齢者や、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有していない知的障がい者および精神障がい者についても、判断能力が不十分であれば利用対象となります。また、社会福祉施設等の入所者や病院等に入院している者も本事業の対象となります。②については、この事業が本人と実施主体との利用契約の締結により利用される事業であることによります。ただし、あまり高い判断能力を求めると、利用できる人が限られてしまうため、契約の基本的な内容が理解できればよいとされています。

(3) 援助内容・利用料

本事業では、福祉サービスに関する情報提供や選択の助言、利用手続きの援助（申

込手続きの同行や代行）、利用料の支払い、福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助ならびに福祉サービスの適切な利用のために必要な住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続きに関する援助を行います。

また、これらの援助に伴う預金の払い出し、預金の解約、預金の預け入れの手続き等、利用者の日常生活費の管理（日常的な金銭管理）および預貯金通帳等の預かりサービスも行っています。

相談から利用契約締結までは利用者の費用負担はありません。利用契約締結後、生活支援員が行う一連の援助に関わる費用は、実施主体が地域の実情に応じて定める利用料を利用者が負担します（生活保護受給世帯の利用料は無料）。

(4) 成年後見制度との関係

日常生活自立支援事業による支援を実施していくなかで、利用者の判断能力の低下が認められるようになった場合には、その判断能力の状態をふまえ、成年後見制度の紹介や、後見等の申立権者である家族や市町村長への連絡等を行うことにより、成年後見制度への適切な移行が図られるよう、必要な支援を行っていくこととなります。

第7章

災害対策に関する施策

1 相次ぐ自然災害と民生委員・児童委員を 取り巻く動向

1 民生委員自身の安全の確保

近年、全国各地で大きな自然災害が相次いで発生しています。こうした災害では、誰もが自身や家族の生命や生活がおよびやかれ、民生委員・児童委員（以下、民生委員）も例外ではありません。

令和3（2021）年8月の大雨に際しては、高齢者の避難支援活動中であった民生委員1名が犠牲となったことを受け、厚生労働省は同年8月16日、都道府県・指定都市・中核市に対し、事務連絡「令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について」を发出了しました。避難情報発令下では民生委員自身の安全確保が前提であり、地元住民の見守り等の活動が必要なのは、民生委員自らが対応するのではなく、自治体に伝達すべきことを示しました。

2 災害対策基本法の見直しと民生委員活動

防災の基本理念や体制等、災害対策の基本について規定されている法律が災害対策基本法です。災害対策基本法改正により、「避難行動要支援者」の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村長に義務づけられ、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされています。

民生委員には、個別避難計画作成等の際に、本人同意を前提に日頃の活動を通じて把握した情報を関係者間で共有することや、計画作成への本人同意の取得に協力することなどが考えられますが、直接的な避難の支援の役割を担うべきではありません。「災害時には民生委員が来てくれる」と誤解されないよう、あらかじめ説明しておくことも大切です。

3 災害法制への「福祉」の位置づけ

令和7（2025）年の災害対策基本法等の改正により「福祉サービスの提供」が

法律に明記され、災害時の福祉支援が過性の応急対応でなく継続的かつ制度的な支援として位置づけられました。

また、配慮を要する被災者に対しては、避難所だけでなく、在宅避難や車中泊も含めた避難者の介護や生活支援等の実施、関係者の連携強化等、平時からの災害支援体制の強化を図ることなどの見直しが行われました。

4 平時からの地域ぐるみの備え

避難行動要支援者名簿の提供先の一員としてあげられていることや、高齢化に伴う地域の担い手不足などにより、災害対策において民生委員には過度な期待が寄せられる場合があります。

災害への備えには地域の多様な関係者による連携・協働が求められています。今日、地域のつながりが弱まる傾向にある一方、大規模災害の頻発によって、住民の防災に対する意識が高まり、地域のつながりの必要性もあらためて認識されるようになってきます。平時からの災害への備えは、地域共生社会実現に向けた取り組みにおいても有効であり、日頃の委員活動の延長線として地域ぐるみで取り組む意識が重要です。

参考 災害時に支援が必要な人とは

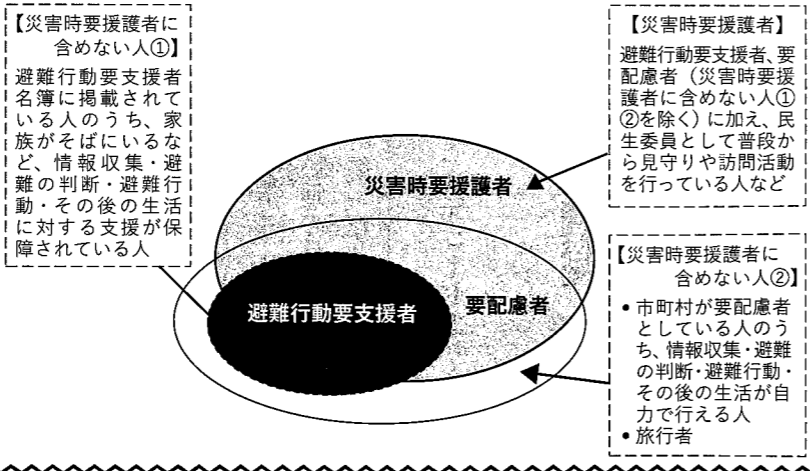
「要配慮者」および「避難行動要支援者」の範囲は各市町村が定めるため、全国一律ではありません。

また、災害時支援を要する人は幅広く考えられ、発災後の避難行動だけでなく、その後の生活支援も必要です。そのため、全民児連が作成している「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」（以下、指針）では、「災害時、民生委員として地域からの支援が必要と考え、把握している人」を表す言葉として、「災害時要援護者」という表現を使用しています。

災害対策基本法における用語の定義

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他のとくに配慮を要する者
避難行動要支援者	「要配慮者」のうち、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るためにとくに支援を要するもの

用語間の関係



2 災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（10か条）

1 災害に備える民生委員・児童委員活動の基本的な考え方（令和5年5月）

全民児連では、前述の指針を令和5（20）

23）年5月に改訂し、全国の民生委員や民児協関係者があらためて意識すべき活動の基本として、次の3点をあげています。

図表7-1-1 災害に備える民生委員・児童委員活動10か条

災害に備える
民生委員・児童委員活動10か条

(民生委員・児童委員としての災害に向き合う大原則)

- 第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える
- 第2条 無理のない活動を心がける

(平常時の取り組みの基本)

- 第3条 「地域ぐるみ」で災害に備える
- 第4条 災害への備えは日ごろの委員活動の延長線上にあることを意識する
- 第5条 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

(市町村と協議しておくべきこと)

- 第6条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく
- 第7条 情報共有のあり方を決めておく

(発災後の民児協活動において留意すべきこと)

- 第8条 委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

(避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと)

- 第9条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する
- 第10条 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

- ① 災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先
- ② 平常時において、地域ぐるみの要援護者の支援体制づくりに協力する
- ③ 発災後、安全が確保できた後、無理のない範囲で要援護者支援に協力する

また、この基本的な考え方に基づき、日頃から意識しておくべきポイントを10か条(図表7-1-1)にまとめています。
なお、指針は、あくまで全国的な見地か

らの考え方であるため、各民児協は指針をふまえて、自らの民児協の対応方針やルール等を定めることが必要です。

25J9「共通視点」

全民児連では、令和7年3月に「災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮」をとりまとめ、発災時・発災後に民児協組織が取り組むべき5つの「共通視点」を整理しています。

【共通視点】

- ① 発災直後の委員間の連絡や集約(安否確認)方法やタイミン
- ② 避難所運営協力や行政・社協等への協力方針、要援護者等における具体的な支援等の実施方針、またそのタイミン
- ③ 災害発生後における定例会(会議)の開催方針やタイミン
- ④ 広域避難による避難先や避難元での委員活動の課題を含め、心身の負担や活動の困りごとに対する民児協としてのフォローのあり方
- ⑤ 災害発生時の各レベル(単位民児協、市区町村、都道府県・指定都市ごと)の連絡・情報共有ルールのあり方(情報の混乱、被災地の負担感を防ぐ情報共有ルートの統一など)

詳細は、次の二次元コードより本資料を確認ください。



「災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮」(PDF)

民生委員・児童委員 必携 第70集

- 発行 2026年1月16日 初版第1刷
- 定価 300円(本体273円+税10%)
- 発行者 古都 賢一
- 発行所 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3581-9511 FAX. 03-3581-4666
振替 00160-5-38440

印刷 株式会社 DI Palette